

浪江町復興計画【第二次】



平成29年3月



浪江町

- 目次 -

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ “ふるさと”なみえを再生する.....	1
施策1 除染・放射線管理の推進と安全対策	2
(1) 除染等の線量低減措置に関する適切なモニタリングの 実施と情報発信	
(2) 国の除染計画・除染取組に対する町民意向の反映	
(3) 実効性のある除染・放射性物質汚染対策の実施	
(4) 放射性廃棄物の適切な仮置き、処分の実態	
施策2 インフラの復旧・整備と主要交通網の確保	14
(1) インフラの復旧	
(2) 主要交通網の確保	
施策3 住まいの再建とまちづくりの推進	22
(1) 土地利用計画・まちづくり	
(2) 住まいの再建	
(3) 美しいふるさとの維持	
(4) エネルギーの地産地消の仕組みづくり	
施策4 防災対策等の推進と廃炉に向けた安全強化	32
(1) 防災対策の推進	
(2) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた安全強化と 避難方策の確保	
(3) 防犯・防火・交通安全対策の推進	
施策5 帰還困難区域の再生	42
(1) 帰還困難区域の復興・再生に向けた道筋の策定	
(2) 復興拠点の形成と優先的除染	
(3) 避難指示解除準備区域、居住制限区域との境界周辺の 除染	
(4) 森林における線量低減	
(5) 河川等の線量低減	

施策 6 農林漁業の再興	52
(1) 新たな環境基盤による営農再開	
(2) 水産業再生のためのインフラ整備及び漁業再開	
(3) 森林資源の活用及び林業の再生	
施策 7 新たな産業と雇用の創出	62
(1) 事業再開・新規参入支援	
(2) 先端的な事業・産業の誘致・創出	
(3) 雇用の創出と就労支援による安定した生活の確保	
(4) 観光・交流の推進	
(5) 地場產品の振興に向けた取組推進	
第2章 被災経験からの災害対策と復興の取組を 世界や次世代に生かす	
	76
施策 1 被災の記録と記憶の収集・保存の推進	77
(1) 災害の脅威や教訓、復旧・復興を伝える物品等の 収集・保存	
(2) 収集・保存の推進体制の構築	
施策 2 防災教育・防災研究の推進	82
(1) 震災伝承・防災教育の推進体制構築と施設整備	
(2) 福島県や近隣自治体と連携した取組の検討	
施策 3 エネルギーの地産地消の実現と新しい産業の創出	86
(1) エネルギーの地産地消の仕組みづくり（再掲）	
(2) 先端的な事業・産業の誘致・創出（再掲）	
第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する	
	94
施策 1 健康管理の強化と徹底	95
(1) 全町民の放射線による健康被害の未然防止、 健康不安の軽減	
(2) 放射線に対する理解の向上	
(3) 健康維持の強化	
(4) 医療・福祉環境の再生	

施策 2 損害対策の充実	110
(1) 町民が自分の損害を正しく把握することが出来る仕組み	
(2) 高齢、病気等による請求困難者の救済	
(3) 効果的な要望活動の実施	
施策 3 町民と町民・ふるさとをつなぐ“絆”的維持	116
(1) “絆”的維持に向けて共通する取組	
(2) 町民のこころをつなぐ取組の強化	
(3) ふるさとに接する機会の創出	
(4) 町の行政区活動の促進・支援	
施策 4 教育環境の充実	126
(1) 子どもたちの絆や、ふるさととのつながりの維持	
(2) 子どもたちへの学習支援、学習環境の充実	
(3) 社会教育機会の提供	
施策 5 なみえの伝統文化の復興	134
(1) 伝統文化の維持、保存、継承	
(2) 文化に触れる機会の創出	
施策 6 安心できる生活環境の確保	140
(1) 居住環境の改善及び生活支援	
(2) 居住地にとらわれない行政サービスの提供	
(3) 原発避難者特例法の継続・拡充	
(4) 町外での生活における不安の解消	

第1章

先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ “ふるさと”なみえを再生する

<目 標>

- ・先人が大切に育み、私たちが心から愛する“ふるさと”を、人事を尽くして再生させます。たとえ長い年月がかかってもあきらめません。なみえが大切な“ふるさと”であり続けるよう、行政と町民が一体となって新しいまちづくりの先駆者（パイオニア）となり、町の復旧・復興と環境回復を精力的に進めます。

目標達成のための施策

- 施策 1 除染・放射線管理の推進と安全対策
- 施策 2 インフラの復旧・整備と主要交通網の確保
- 施策 3 住まいの再建とまちづくりの推進
- 施策 4 防災対策等の推進と廃炉に向けた安全強化
- 施策 5 帰還困難区域の再生
- 施策 6 農林漁業の再興
- 施策 7 新たな産業と雇用の創出

現状と課題

(1) 除染等の線量低減措置に関する適切なモニタリングの実施と情報発信

放射線モニタリングでは、様々な手法によるモニタリングを行ってきました。また、水源について、4か所の取水場では24時間の水道水モニタリング装置の設置や、大柿ダムでは濁度モニタリングを行っています。

これからも継続していく様々なモニタリングについて、より分かりやすい情報発信やリスクコミュニケーションを行っていく必要があります。

(2) 国の除染計画・除染取組に対する町民意向の反映

国では、除染のスケジュールの公表、除染の際に所有者の方に立会をお願いしています。町では除染検証委員会を設置し、町民参加のもと地域別の除染の検証を行っています。

今後も除染については町民の納得がいくまで継続すべきことであることから、町民意見を反映できる体制の継続が必要な状況です。

(3) 実効性のある除染・放射性物質汚染対策の実施

避難指示解除準備区域と居住制限区域では、本格除染を実施しています。

今後も、追加被ばく線量年間1mSv以下の長期目標達成の要請や、除染により損なわれた農地の地力回復の要請、森林の「里山再生モデル事業」を通じた線量低減等を行う必要があります。

(4) 放射性廃棄物の適切な仮置き、処分の実施

避難指示解除準備区域と居住制限区域では、全行政区で設置した除染廃棄物仮置場について、国、県、町による監視体制を構築し、適切な運用を図っています。また、津波がれき、被災家屋等の解体に伴い発生する廃棄物、住民の方々が片付けを行って廃棄されたごみ（片付けごみ）及び除染作業に伴い発生する可燃性廃棄物処理のため、町内に減容化施設を設置し、双葉町・大熊町に中間貯蔵施設の整備が進められています。

しかし、減容化施設での一般廃棄物や産業廃棄物の処理や、除去土壌等の中間貯蔵施設への搬送時の安全なルート設定と町民周知の徹底、最終処分場の法制化等の要請を行う必要があります。

施策（取るべき対策）

（1）除染等の線量低減措置に関する適切なモニタリングの実施と情報発信

《これまでの取組》

- ・航空モニタリング、除染前・後モニタリング、走行サーバイの実施
- ・町内各所にモニタリングポストを設置
- ・4か所の取水場に24時間の水道水モニタリング装置を設置し、モニタリングを実施
- ・大柿ダムの濁度モニタリングの実施（底質の根本的な処理の継続検討）

《今後の取組の方向性》

- ・避難指示解除準備区域と居住制限区域において、町民生活の基盤となる宅地や農地を中心として除染の一巡を完了した後も、定期的なモニタリング、フォローアップ除染の効果等、放射線関連の情報発信を継続的に実施します。
- ・また、線量マップの作成や、掲示板、タブレット等による、町内各地区の放射線状況の見える化を実施します。

※帰還困難区域の取組は、施策5「帰還困難区域の再生」に記載しています。

《これからの方針》

ア 地目別、地域別の詳細モニタリングの実施要請

- (ア) 農地や森林のモニタリング実施・情報発信
- (イ) 地域別のリアルタイムのモニタリングの実施・情報発信
- (ウ) 除染未実施区域の線量モニタリング実施・情報発信

イ 水道水の徹底的なモニタリング、万が一のための浄水処理等徹底した安全確保策の実施

- (ア) 水道水取水場のモニタリング・緊急時の止水の体制構築
- (イ) 水道水の汚染発生に備えたセシウム除去装置の導入検討

ウ 除染等の線量低減措置・計画に関する理解向上の取組

- (ア) 放射線や放射性物質、除染等の情報に関する学習会の実施
- (イ) 国、県、町が協力し町民に対する詳細な情報発信の実施

(2) 国の除染計画・除染取組に対する町民意向の反映

《これまでの取組》

- ・除染時に所有者の立会を実施
- ・町の除染検証委員会の開催
- ・議会や説明会での除染のスケジュールの公表

《今後の取組の方向性》

- ・町民の参画を得つつ、除染検証委員会における除染計画や除染モデル事業の検証等を行います。また、適切な除染方法とスケジュール等をわかりやすく公表していきます。

《これからの方針》

ア 国による計画策定、事業実施に際し協議参画による町民意向の反映

- (ア) 再汚染防止策の確認
- (イ) 除染作業への立会
- (ウ) 専門機関の協力による除染検証委員会の開催（除染等の妥当性と結果を検証・評価・周知・町への提言）
- (エ) 除染検証委員会から提言を受け、除染等の方向性を関係機関と協議

イ 除染スケジュールの公表

- (ア) スケジュールの公表
- (イ) 進捗状況の公表

(3) 実効性のある除染・放射性物質汚染対策の実施

《これまでの取組》

- ・町内における本格除染を実施（宅地、農地、生活圏から20mの森林）
- ・「里山再生モデル事業」の検討

《今後の取組の方向性》

- ・長期目標の追加被ばく線量年間1mSv以下達成に向けた除染等対策の実施、里山再生モデル事業等に代表される森林や農地の面的除染を国に要請するとともに、国、県等と協力し、高線量地域からの再汚染防止対策を継続実施します。

《これからの方針》

ア 震災以前の環境を取り戻すための線量低減措置検討

- (ア) 長期目標の追加被ばく線量年間1mSv以下の実現に向けた追加除染・事後モニタリング・フォローアップ除染の要請

- (イ) 低線量地域での除染等による追加被ばく線量年間1mSv以下の早期実現

イ 農地の面的な除染の実施

- (ア) 農地としての特性、農作業従事者の安全確保に配慮した除染の実施

- (イ) 除染によって地力が低下した場合における土壤の機能回復

- (ウ) 再汚染防止のための農業用水の安全確保（ため池等の除染実施）

ウ 森林の面的な除染の実施

- (ア) 生活圏に近い森林に対する適切な除染の実施

- (イ) 高線量な森林に対する適切な除染の実施

- (ウ) 里山再生モデル事業の実施により、生活圏の森林における空間線量低減を段階的に実現

- (エ) 里山再生モデル事業の実施により、森林材等を活用した木質バイオマス事業等の町内展開を具体的に検討【復興ビジョン検討会議提言に同旨あり】

- (オ) 研究機関や大学と連携し、ドローン等のロボットを活用した森林等の監視・状況把握を行い、住民への見える化を推進【復興ビジョン検討会議提言より】

エ 水、土壤等の再汚染防止対策の実施

- (ア) セシウム移動についての科学的研究のため、国、県等の関係機関と協力

- (イ) 土壌の流出防止による再汚染の防止のため、国、県等の関係機関と協力

- (ウ) 水源のモニタリングを含む、河川の汚染物質の収集・撤去と再汚染防止方法の研究のため、国、県等の関係機関と協力

- (エ) 海洋汚染の低減のため、国、県等の関係機関と協力

- (オ) 研究機関や大学と連携し、ドローン等のロボットを活用した河川等の監視・状況把握を行い、住民への見える化を推進【復興ビジョン検討会議提言より】

(4) 放射性廃棄物の適切な仮置き、処分の実施

《これまでの取組》

- ・避難指示解除準備区域や居住制限区域の全行政区における除染廃棄物の仮置場の設置、適切な運用
- ・仮置場の監視体制の構築
- ・減容化施設の設置
- ・双葉町、大熊町の中間貯蔵施設の整備調整
- ・国の最終処分場県外設置の明言

《今後の取組の方向性》

- ・仮置場の監視体制の継続とともに、仮置場設置の長期化の防止に向けて、減容化施設の運用拡大、除去土壌等の運搬時の安全対策を含む中間貯蔵施設の早期運用開始及び最終処分場の県外設置の法令化を国、県に要請していきます。

《これからの方針》

ア 地域との協議を踏まえた町内仮置場の確保

(ア) 地域意向を重視した上での仮置場の設置と運用

イ 仮置場設置に際する周辺汚染の徹底的な防止

(ア) 仮置場モニタリングに対する町独自の監視強化

ウ 仮設焼却施設等、減容化施設の適切な運用

(ア) 仮設焼却施設等減容化施設の運用拡大の要請

エ 中間貯蔵施設等の早期運用開始を国、県に要請

(ア) 中間貯蔵施設の早期運用の要請

(イ) ごみ処理施設からの指定廃棄物搬出への早期対応の要請

オ 仮置場早期解消のため、焼却施設・リサイクル施設による減容化に向けた検討

カ 除去土壌等の搬送ルート対策の実施

キ 国の責任による最終処分場の県外設置の確実な実施（法令化済）

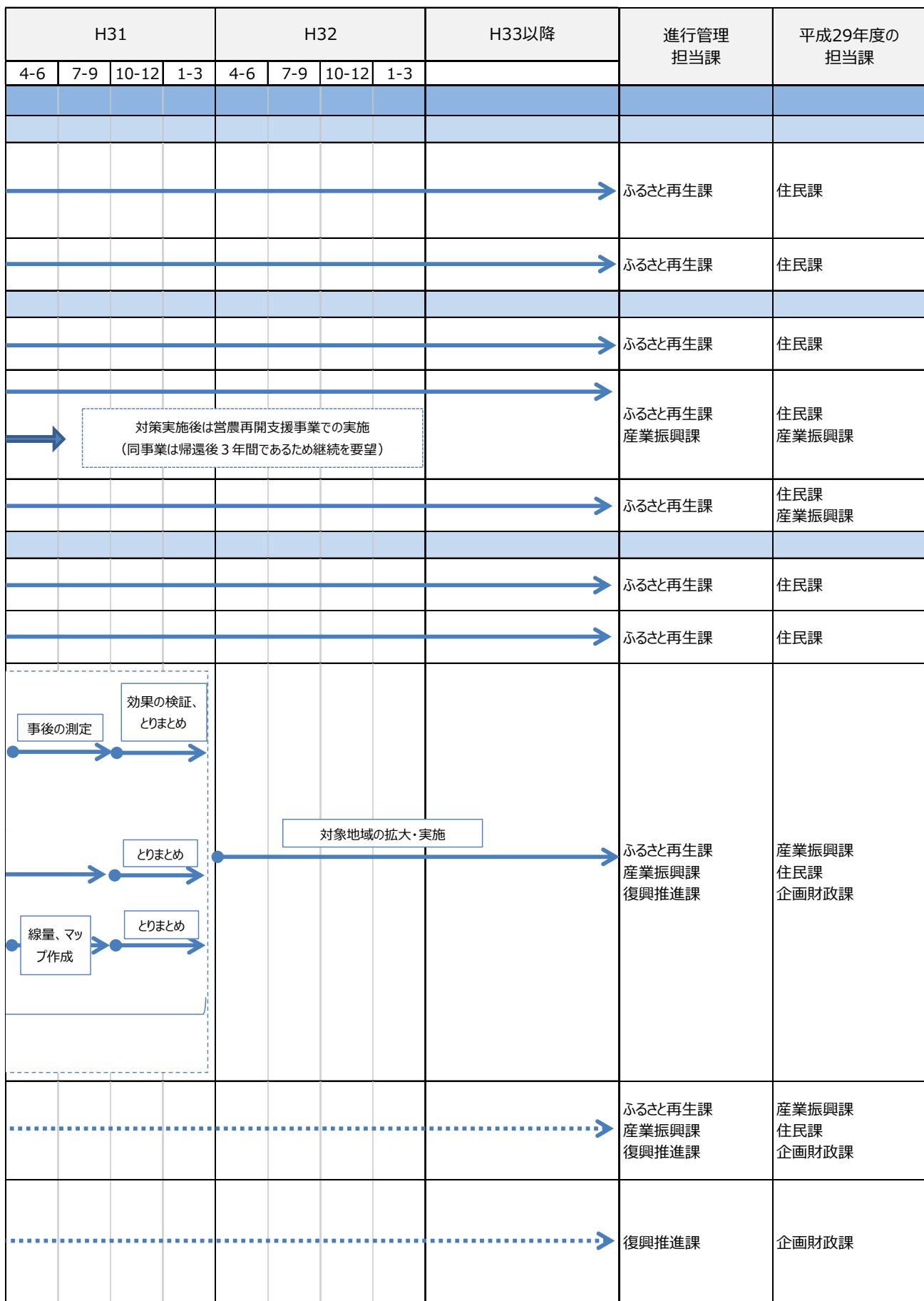
取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1)	除染等の線量低減措置に関する適切なモニタリングの実施と情報発信								
	ア 地目別、地域別の詳細モニタリングの実施要請								
	(ア) 農地や森林のモニタリング実施・情報発信	モニタリングの継続実施							
		情報発信の検討・実施							
	(イ) 地域別のリアルタイムのモニタリングの実施・情報発信	モニタリングポストの継続							
		広報なみえ等での情報発信							
	(ウ) 除染未実施区域の線量モニタリング実施・情報発信	地権者の同意の基に実施							
	イ 水道水の徹底的なモニタリング、万が一のための浄水処理等徹底した安全確保策の実施								
	(ア) 水道水取水場のモニタリング・緊急時の止水の体制構築	体制構築済・継続実施							
	(イ) 水道水の汚染発生に備えたセシウム除去装置の導入検討	導入の検討	→						
	ウ 除染等の線量低減措置・計画に関する理解向上の取組								
	(ア) 放射線や放射性物質、除染等の情報に関する学習会の実施	内容の検討・実施	→	内容の検討・実施					
	(イ) 国、県、町が協力し町民に対する詳細な情報発信の実施	多様な媒体による情報発信の実施							
(2)	国の除染計画・除染取組に対する町民意向の反映								
	ア 国による計画策定、事業実施に際し協議参画による町民意向の反映								
	(ア) 再汚染防止策の確認	国の事後モニタリング実施 (必要に応じ町のモニタリング等の対応)							
	(イ) 除染作業への立会	地権者の希望に応じた立会の継続実施							
	(ウ) 専門機関の協力による除染検証委員会の開催（除染等の妥当性と結果を検証・評価・周知・町への提言）	内容の検討・実施	→	内容の検討・実施					
	(エ) 除染検証委員会から提言を受け、除染等の方向性を関係機関と協議	内容の検討・実施	→	内容の検討・実施					
	イ 除染スケジュールの公表								
	(ア) スケジュールの公表	スケジュールの早期公表の要請							
	(イ) 進捗状況の公表	関係機関と協力した進捗状況の公表							

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									ふるさと再生課	住民課 産業振興課
									ふるさと再生課	住民課 総務課
									ふるさと再生課	住民課
									ふるさと再生課	住宅水道課
検討を踏まえた整備実施									ふるさと再生課	住宅水道課
内容の検討・実施		内容の検討・実施		内容の検討・実施				ふるさと再生課	住民課	
→	→	→	→	→						
								ふるさと再生課	住民課	
								ふるさと再生課	住民課	
								ふるさと再生課	住民課	
								ふるさと再生課	住民課	
内容の検討・実施		内容の検討・実施		内容の検討・実施				ふるさと再生課	住民課	
→	→	→	→	→						
内容の検討・実施		内容の検討・実施		内容の検討・実施				ふるさと再生課	住民課	
→	→	→	→	→						
								ふるさと再生課	住民課	

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(3) 実効性のある除染・放射性物質汚染対策の実施	ア 震災以前の環境を取り戻すための線量低減措置検討								
	(ア) 長期目標の追加被ばく線量年間1mSv以下の実現に向けた追加除染・事後モニタリング・フォローアップ除染の要請					達成まで継続要請			
	(イ) 低線量地域での除染等による追加被ばく線量年間1 mSv以下の早期実現					達成まで除染等の継続要請			
	イ 農地の面的な除染の実施								
	(ア) 農地としての特性、農作業従事者の安全確保に配慮した除染の実施					継続的な事後モニタリング・フォローアップ除染の実施要請			
	(イ) 除染によって地力が低下した場合における土壤の機能回復					土壤回復対策の継続実施の要請			
	(ウ) 再汚染防止のための農業用水の安全確保(ため池等の除染実施)					除染検証委員会の検証結果から対応実施			
	ウ 森林の面的な除染の実施								
	(ア) 生活圏に近い森林に対する適切な除染の実施					実施を継続要請			
	(イ) 高線量な森林に対する適切な除染の実施					適切な除染を要請			
	(ウ) 里山再生モデル事業の実施により、生活圏の森林における空間線量低減を段階的に実現	除染				詳細調査、除染範囲の決定、除染等の実施 事後の測定			
			森林整備			森林整備等の実施 モニタリング			
			線量測定			線量、マップ作成			
	(エ) 里山再生モデル事業の実施により、森林材等を活用した木質バイオマス事業等の町内展開を具体的に検討【復興ビジョン検討会議提言に同旨あり】					モデル事業			
	(オ) 研究機関や大学と連携し、ドローン等のロボットを活用した森林等の監視・状況把握を行い、住民への見える化を推進【復興ビジョン検討会議提言より】					事業検討・実施			

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する



取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
工	水、土壤等の再汚染防止対策の実施								
(ア)	セシウム移動についての科学的研究のため、国、県等の関係機関と協力			継続実施					
(イ)	土壤の流出防止による再汚染の防止のため、国、県等の関係機関と協力			継続実施					
(ウ)	水源のモニタリングを含む、河川の汚染物質の収集・撤去と再汚染防止方法の研究のため、国、県等の関係機関と協力			継続実施					
(エ)	海洋汚染の低減のため、国、県等の関係機関と協力			継続実施					
(オ)	研究機関や大学と連携し、ドローン等のロボットを活用した河川等の監視・状況把握を行い、住民への見える化を推進【復興ビジョン検討会議提言より】			事業検討・実施					
(4)	放射性廃棄物の適切な仮置き、処分の実施								
ア	地域との協議を踏まえた町内仮置場の確保								
(ア)	地域意向を重視した上での仮置場の設置と運用			継続実施					
イ	仮置場設置に際する周辺汚染の徹底的な防止								
(ア)	仮置場モニタリングに対する町独自の監視強化		体制の検討		検討に基づく実施				
ウ	仮設焼却施設等、減容化施設の適切な運用								
(ア)	仮設焼却施設等減容化施設の運用拡大の要請		継続要請						
エ	中間貯蔵施設等の早期運用開始を国、県に要請								
(ア)	中間貯蔵施設の早期運用の要請		継続要請						
(イ)	ごみ処理施設からの指定廃棄物搬出への早期対処の要請		継続要請						
オ	仮置場早期解消のため、焼却施設・リサイクル施設による減容化に向けた検討		施設の検討・整備						
カ	除去土壤等の搬送ルート対策の実施		国による情報発信と安全対策体制確立を要請						
キ	国の責任による最終処分場の県外設置の確実な実施(法令化済)		継続要請						

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
								→ふるさと再生課	住民課	
								→ふるさと再生課	住民課	
								→ふるさと再生課	住民課 住宅水道課	
								→ふるさと再生課	住民課	
								→復興推進課	企画財政課	
								→ふるさと再生課	住民課	
								→ふるさと再生課	住民課	
●	運用の状況により継続要請							→ふるさと再生課	住民課	
								→ふるさと再生課	住民課	
								→ふるさと再生課	住民課	
								→ふるさと再生課	住民課	
								→ふるさと再生課	住民課	
								→ふるさと再生課	住民課	

現状と課題

(1) インフラの復旧

地震や津波、原子力発電所事故による長期避難により損傷した社会基盤（インフラ）の復旧のため、上下水道、ごみ焼却炉等の広域施設、役場や警察署等の公共施設等の復旧を進めてきました。

今後は、上下水道の完全復旧の早期実現や、未復旧の広域施設の復旧等を行う必要があります。

(2) 主要交通網の確保

国道、県道、町道は順次復旧工事を行っています。また、常磐自動車道が開通し、JR 常磐線は避難指示解除に合わせた復旧を行っています。

町の再生に合わせた道路の整備や、復旧事業による道路再破損の復旧、避難道等としての主要道路の復旧と機能向上の要望が必要です。

施策（取るべき対策）

(1) インフラの復旧

《これまでの取組》

- ・上水道の一部を除き復旧済み（全地域で通水可能な状況）
- ・下水道、農業集落排水は復旧工事を実施中
- ・東北電力、NTT等が復旧工事を実施中
- ・ごみ焼却施設（南部衛生センター、北部衛生センター）が復旧済み
- ・浪江町役場庁舎は業務開始
- ・警察署は再開済み
- ・消防機能は再開済み（消防署は改築予定）

《今後の取組の方向性》

- ・上下水道等の復旧工事の推進に継続して取り組むとともに、帰町に伴う粗大ごみ等の増加、町役場の復旧や駐在所、警察署等の機能回復要請等に取り組みます。

《これからの中長期的な取組》

ア 上下水道の復旧

- (ア) 上水道の一部復旧工事の実施
- (イ) 下水道復旧工事の実施
- (ウ) 人口減に伴う料金収入の減少に対する財政支援策の要請
- (エ) 上水道未敷設地域での飲料水の確保
- (オ) 凈化槽清掃の継続・拡充要請

イ 広域的なインフラの整備・調整

- (ア) ごみ焼却炉の復旧、ごみ処分場、下水汚泥処理施設の運用
- (イ) 斎場等の復旧・運用
- (ウ) 広域圏組合での調整に参加
- (エ) 国、県に対し、町村での対応が困難な事業の代行実施の要請
- (オ) 帰町による粗大ごみ等のごみ排出量の増加対応

ウ 公共施設等の復旧・整備

- (ア) 町役場の段階的・計画的な復旧
- (イ) 駐在所・消防署の段階的機能回復の要請
- (ウ) ボランティアセンター機能の開設（供用開始の前倒しでの関係者協議）

(2) 主要交通網の確保

《これまでの取組》

- ・町道等は、被害調査を完了し復旧工事を実施中
- ・国道は概ね復旧済み
- ・常磐自動車道開通
- ・国道 114 号第 1 工区の拡幅が完了し第 2 工区の説明実施

《今後の取組の方向性》

- ・町道の早期復旧や中心市街地の再生に合わせた道路整備に取り組むとともに、常磐自動車道の複車線化の実現等、町外に接続する主要道路の復旧や機能向上の要望を継続的に実施します。また、町内外の移動手段の確保に努めます。

《これからの中長期的な取組》

ア 再生に合わせた道路整備

- (ア) 中心市街地再生やまちづくりに合わせた道路の整備
- (イ) 産業団地の道路整備
- (ウ) 津波被災地からのアクセス道整備

イ 国道・県道等町外に接続する主要道路の復旧・機能向上の要望

- (ア) 常磐自動車道の複車線化の要望
- (イ) 県道の破損箇所の早期復旧・浜街道（県道 391 号）の未整備区間の延伸の要望
- (ウ) 国道 114 号及び国道 288 号の抜本的改良や高規格化の要望
- (エ) 帰還困難区域内の重要幹線道路である国道 114 号、399 号、459 号、県道 34 号（相馬浪江線）、35 号（いわき浪江線）、253 号（落合浪江線）について、必要な防犯対策を講じたうえで、特別通過交通制度を適用するよう継続要請

ウ 町道の早期復旧

- (ア) 高線量地域の町道復旧工事の実施

エ 交通手段の確保

- (ア) 町内外の移動手段の確保
- (イ) デマンドタクシーの運行
- (ウ) 周辺市町村と連携し、公共交通機関の自動走行化の実証試験を推進し、電気や水素を使った自動車の活用を検討【復興ビジョン検討会議提言より】

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) インフラの復旧	ア 上下水道の復旧								
	(ア) 上水道の一部復旧工事の実施	●	復旧実施	→					
	(イ) 下水道復旧工事の実施	●	復旧実施	→					
	(ウ) 人口減に伴う料金収入の減少に対する財政支援策の要請	●	継続要請	→					
	(エ) 上水道未敷設地域での飲料水の確保	●	井戸の整備等による飲料水の確保	→					
	(オ) 凈化槽清掃の継続・拡充要請	●	継続要請	→					
	イ 広域的なインフラの整備・調整								
	(ア) ごみ焼却炉の復旧、ごみ処分場、下水汚泥処理施設の運用	●	継続運用	→					
	(イ) 斎場等の復旧・運用	●	早期復旧の要請	→	↑				
	(ウ) 広域圏組合での調整に参加	●	調整へ継続参加	→					
	(エ) 国、県に対し、町村での対応が困難な事業の代行実施の要請	●	継続要請	→					
	(オ) 帰町による粗大ごみ等のごみ排出量の増加対応	●	継続実施	→					
	ウ 公共施設等の復旧・整備								
	(ア) 町役場の段階的・計画的な復旧	●	調査結果に基づく設計	→	●	復旧実施	→		
	(イ) 駐在所・消防署の段階的機能回復の要請	駐在所 消防署	●	継続要請	→				
		●	消防署の整備	→					
	(ウ) ボランティアセンター機能の開設 (供用開始の前倒しでの関係者協議)	●	社協を含む関係団体と開設協議	→	●	開設	→		

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									ふるさと再生課	住宅水道課
									ふるさと再生課	住宅水道課
									ふるさと再生課	住宅水道課
									ふるさと再生課	住宅水道課
									ふるさと再生課	住宅水道課
									ふるさと再生課	住民課
									ふるさと再生課	住民課
									ふるさと再生課 復興推進課	住民課
									ふるさと再生課	住民課
									ふるさと再生課	住民課
									帰町準備室	企画財政課
									帰町準備室	総務課
									総務課	総務課 介護福祉課

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(2)	主要交通網の確保								
ア	再生に合わせた道路整備								
(ア)	中心市街地再生やまちづくりに合わせた道路の整備			まちづくりの状況に合わせた計画・整備					
(イ)	産業団地の道路整備			計画・整備					
(ウ)	津波被災地からのアクセス道整備			計画・整備					
イ	国道・県道等町外に接続する主要道路の復旧・機能向上の要望								
(ア)	常磐自動車道の複車線化の要望		要望実施						
(イ)	県道の破損箇所の早期復旧・浜街道（県道391号）の未整備区間の延伸の要望			事業完了まで要望を継続					
(ウ)	国道114号及び国道288号の抜本的改良や高規格化の要望			事業完了まで要望を継続					
(エ)	帰還困難区域内の重要幹線道路である国道114号、399号、459号、県道34号（相馬浪江線）、35号（いわき浪江線）、253号（落合浪江線）について、必要な防犯対策を講じたうえで、特別通過交通制度を適用するよう継続要請		要請実施						
ウ	町道の早期復旧								
(ア)	高線量地域の町道復旧工事の実施		復旧工事の実施						→
エ	交通手段の確保								
(ア)	町内外の移動手段の確保			ニーズに基づく検討・整備					→
(イ)	デマンドタクシーの運行			運行継続					
(ウ)	周辺市町村と連携し、公共交通機関の自動走行化の実証試験を推進し、電気や水素を使った自動車の活用を検討【復興ビジョン検討会議提言より】			事業検討・実施					→

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									まちづくり整備課	まちづくり整備課
									まちづくり整備課 産業振興課	まちづくり整備課 産業振興課
									まちづくり整備課	まちづくり整備課
									まちづくり整備課	まちづくり整備課
									まちづくり整備課	まちづくり整備課
									まちづくり整備課	まちづくり整備課
									まちづくり整備課	総務課 企画財政課
									まちづくり整備課	まちづくり整備課
●	運行継続								まちづくり整備課	企画財政課
									まちづくり整備課	企画財政課
									復興推進課	企画財政課

現状と課題

(1) 土地利用計画・まちづくり

浪江町復興まちづくり計画（平成26年3月策定）において、町内の土地利用の方向性や、まちづくり方針を示し整備を進めています。中心市街地の土地利用は、有識者や町民、行政区長等と協議を実施し、中心市街地再生計画を策定し再生を図ります。

(2) 住まいの再建

町内の住まいの再建に向けて、公営住宅等の整備や、空き家・空き地対策、防災集団移転促進事業等を行っています。

今後は、帰町した方や新しく町に居住される方への支援等を行っていく必要があります。

(3) 美しいふるさとの維持

町内沿道の防火対策として、除草活動を実施しました。

今後も美しいふるさとの維持を図るため、除草活動の継続や、有害鳥獣対策等を行う必要があります。

(4) エネルギーの地産地消の仕組みづくり

スマートコミュニティの整備の検討を進めてきました。

今後は、町内でのエネルギーの地産地消に向けて、再生可能エネルギーに対する町民理解の向上を図り、スマートコミュニティの整備に向けた取組が必要となります。

施策（取るべき対策）

(1) 土地利用計画・まちづくり

《これまでの取組》

- ・浪江町復興まちづくり計画（平成26年3月策定）において土地利用の方向性・まちづくりの方針を策定
- ・中心市街地再生に向けた課題整理

《今後の取組の方向性》

- ・復興まちづくり計画における土地利用の方向性や、中心市街地再生計画を踏まえ、土地利用の推進や見直しを図ります。また、中心市街地等、町内各地域の特性を踏まえつつ町全域の再生に向けた取組を展開します。

《これからの方針》

ア 町内における土地利用・まちづくりの方向性を検討
(ア) 土地利用計画の策定
(イ) 新たなまちづくりに対応した都市計画等の制度の見直しの実施
(ウ) 帰町状況や地域ごとの特性・歴史等を考慮した地域づくりの検討体制整備
イ まちづくりの核となるエリアの整備
(ア) 町民参加型での中心市街地再生計画に基づく事業実施
(イ) 既存公共施設の有効活用について具体的な検討及び復旧・整備
(ウ) 駅周辺の活用方針を具体的に検討
(エ) 交流・情報発信拠点の運営等、町事業の一部運営を担う「まちづくり会社」の設立に向けた体制整備を検討
(オ) NPO等との協力体制の構築
(カ) 新規事業等の取組を行う方への受け皿として官民協働のまちづくり拠点の一つとなる施設整備を検討
(キ) 子育て支援や商業施設の充実等、暮らしやすい生活環境づくりの推進
(ク) ドローン等による食品、医療品等の配送を実証し、生活の利便性や安心を確保する取組の開始【復興ビジョン検討会議提言より】

(2) 住まいの再建

《これまでの取組》

- ・町内に公営住宅等を整備中
- ・空き家・空き地バンクの運用開始
- ・防災集団移転促進事業は、幾世橋地区と請戸地区に移転先団地を整備中

《今後の取組の方向性》

- ・帰町した方や新しく町に居住される方の住まいの確保を推進します。

《これからの取組》

ア 住まいの整備・確保

(ア) 公営住宅の建設

(イ) 空き家・空き地対策の実施

(ウ) 町内帰還者に対する新しい支援策の検討

(エ) 帰町・帰宅に合わせた自宅再建等に関する相談窓口の設置

(オ) 民間賃貸住宅等による住宅確保のための情報共有

(カ) 被災者生活再建支援法に基づく加算支援金の申請期間延長の継続的な要請

(キ) 交付金を活用した住環境の整備

イ 新しく町に居住される方への支援

(ア) 移住・定住者受入に向けた官民が連携した相談窓口の設置

(イ) 空き家の紹介や各種支援制度の情報提供体制の整備

(ウ) 町の暮らし情報の積極的な発信

(3) 美しいふるさとの維持

《これまでの取組》

- ・町内沿道の防火対策としての除草活動を実施

《今後の取組の方向性》

- ・地域住民等との協働での町道の除草等により、美しいふるさとを維持していきます。

《これからの取組》

ア 美しいふるさとの維持

(ア) 除草等の実施

(イ) 有害鳥獣被害対策の推進（捕獲等の従来型手法と、ドローン等を活用した新たな鳥獣対策を連携させ、安全・安心な状況を確保【復興ビジョン検討会議提言より】）

(4) エネルギーの地産地消の仕組みづくり

《これまでの取組》

- ・スマートコミュニティの整備を検討中

《今後の取組の方向性》

- ・町内でのエネルギーの地産地消に向けて、町民一人ひとりの意識向上を図るとともに、各世帯、事業所等での再生可能エネルギー等の導入やスマートコミュニティの整備等を推進します。

《これからの中の取組》

ア 再生可能エネルギーに関する計画の策定

- (ア) 具体的な導入時期、導入地域、地域住民の意向、効果的かつ柔軟な土地利用方針等を検討し、再生可能エネルギーに関する計画を策定

イ 再生可能エネルギー等の導入

- (ア) 再生可能エネルギー等を活用したスマートコミュニティの整備推進（公共機関や災害公営住宅等を中心としたスマートコミュニティを整備【復興ビジョン検討会議提言より】）
- (イ) 公共交通、公用車への電気自動車等の導入検討（電気や水素を使った自動車を公共交通機関として活用することを検討【復興ビジョン検討会議提言より】）
- (ウ) 蓄電池を活用した効率的なエネルギー活用のサイクルを構築
- (エ) エネルギーの地産地消に向けた、再生可能エネルギー等に関する情報提供や、自宅・事業所等への導入支援
- (オ) エネファーム等の導入を端緒に、水素エネルギーを活用したまちづくりを展開【復興ビジョン検討会議提言より】

ウ 再生可能エネルギー等に関する町民理解の推進

- (ア) セミナー等の開催による町民一人ひとりのエネルギーの有効活用に関する意識向上
- (イ) 再生可能エネルギー等の見える化による普及促進
- (ウ) スマートコミュニティの形成を国内外に発信【復興ビジョン検討会議提言より】

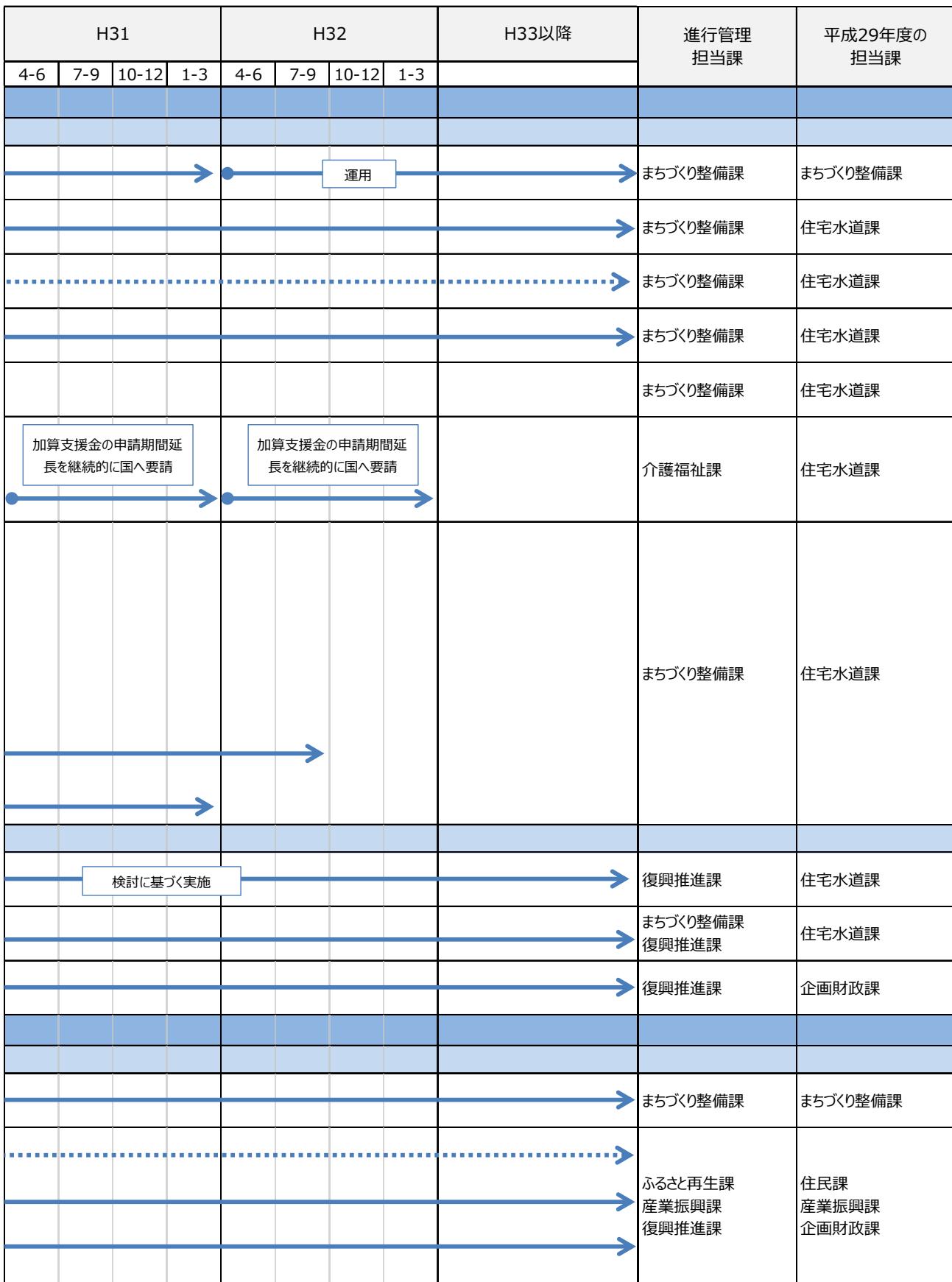
取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 土地利用計画・まちづくり	ア 町内における土地利用・まちづくりの方向性を検討								
	(ア) 土地利用計画の策定					土地利用計画の必要性の検討			→
	(イ) 新たなまちづくりに対応した都市計画等の制度の見直しの実施					まちづくりの状況に応じた見直しの実施			
	(ウ) 帰郷状況や地域ごとの特性・歴史等を考慮した地域づくりの検討体制整備					町民と協力した検討体制の整備			
	イ まちづくりの核となるエリアの整備								
	(ア) 町民参加型での中心市街地再生計画に基づく事業実施					計画の策定および事業の順次実施			
	(イ) 既存公共施設の有効活用について具体的な検討及び復旧・整備					活用計画の検討	→	検討に基づく整備	
	(ウ) 駅周辺の活用方針を具体的に検討					町民・関係者を含めた検討・整備			
	(エ) 交流・情報発信拠点の運営等、町事業の一部運営を担う「まちづくり会社」の設立に向けた体制整備を検討					まちづくり会社の設立	→	事業運営	
	(オ) NPO等との協力体制の構築					NPO活動状況の把握			
	(カ) 新規事業等の取組を行う方への受け皿として官民協働のまちづくり拠点の一つとなる施設整備を検討					整備内容の検討	→		
	(キ) 子育て支援や商業施設の充実等、暮らしやすい生活環境づくりの推進					国、県支援の利用促進			
	(ク) ドローン等による食品、医療品等の配送を実証し、生活の利便性や安心を確保する取組の開始【復興ビジョン検討会議提言より】					放課後児童クラブ等の検討	→		
						事業検討・実施			

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

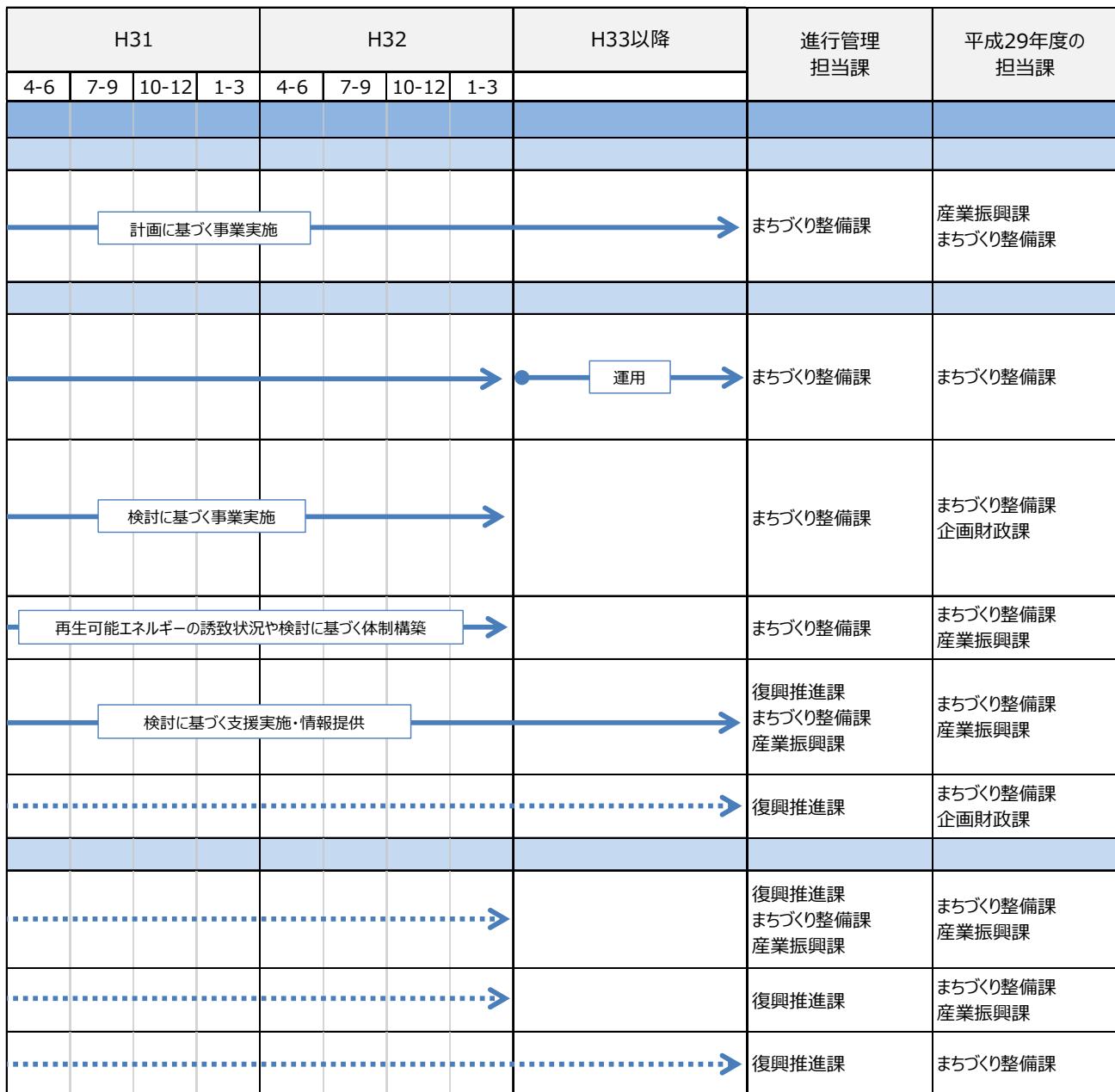
H31				H32				H33以降		進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3				
										まちづくり整備課	まちづくり整備課 企画財政課
									→	まちづくり整備課	まちづくり整備課
									→	まちづくり整備課	まちづくり整備課 企画財政課
									→	まちづくり整備課	企画財政課
									→	復興推進課 まちづくり整備課	企画財政課
									→	復興推進課 まちづくり整備課	企画財政課
									→	産業振興課 まちづくり整備課	産業振興課
									→	まちづくり整備課	企画財政課
									→	まちづくり整備課	企画財政課
									→	事業再開支援（光熱水費補助）	産業振興課 教育委員会事務局
								→	●	● → 継続要望	産業振興課 教育委員会事務局
									→	検討に基づく実施	企画財政課
									→	復興推進課	企画財政課

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(2)	住まいの再建								
ア	住まいの整備・確保								
(ア)	公営住宅の建設			順次整備					
(イ)	空き家・空き地対策の実施			空き家・空き地バンクの継続運用					
(ウ)	町内帰還者に対する新しい支援策の検討					新たな制度の検討			
(エ)	帰町・帰宅に合わせた自宅再建等に関する相談窓口の設置			窓口業務の継続実施					
(オ)	民間賃貸住宅等による住宅確保のための情報共有		情報共有の実施						
(カ)	被災者生活再建支援法に基づく加算支援金の申請期間延長の継続的な要請		延長決定			加算支援金の申請期間延長を継続的に国へ要請			
(キ)	再生賃貸住宅 幾世橋災害公営住宅 幾世橋災害公営住宅 幾世橋防災集団移転 請戸災害公営住宅 請戸防災集団移転 交付金を活用した住環境の整備	整備	第一期整備	第二期整備					
イ	新しく町に居住される方への支援								
(ア)	移住・定住者受入に向けた官民が連携した相談窓口の設置	体制の検討							
(イ)	空き家の紹介や各種支援制度の情報提供体制の整備		窓口業務の継続実施						
(ウ)	町の暮らし情報の積極的な発信		継続実施						
(3)	美しいふるさとの維持								
ア	美しいふるさとの維持								
(ア)	除草等の実施		継続実施						
(イ)	有害鳥獣被害対策の推進（捕獲等の従来型手法と、ドローン等を活用した新たな鳥獣対策を連携させ、安全・安心な状況を確保【復興ビジョン検討会議提言より】）		モデル事業の検討						
			(町全体) 駆除隊による捕獲						
			(農業) 電気牧柵の貸し出し						

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する



取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(4) エネルギーの地産地消の仕組みづくり	ア 再生可能エネルギーに関する計画の策定								
	(ア) 具体的な導入時期、導入地域、地域住民の意向、効果的かつ柔軟な土地利用方針等を検討し、再生可能エネルギーに関する計画を策定			策定の検討					
	イ 再生可能エネルギー等の導入								
	(ア) 再生可能エネルギー等を活用したスマートコミュニティの整備推進（公共機関や災害公営住宅等を中心としたスマートコミュニティを整備【復興ビジョン検討会議提言より】）			構築事業の実施					
	(イ) 公共交通、公用車への電気自動車等の導入検討（電気や水素を使った自動車を公共交通機関として活用することを検討【復興ビジョン検討会議提言より】）			導入の検討					
	(ウ) 蓄電池を活用した効率的なエネルギー活用のサイクルを構築			内容の検討					
	(エ) エネルギーの地産地消に向けた、再生可能エネルギー等に関する情報提供や、自宅・事業所等への導入支援			内容の検討					
	(オ) エネファーム等の導入を端緒に、水素エネルギーを活用したまちづくりを展開【復興ビジョン検討会議提言より】			事業検討・実施					
	ウ 再生可能エネルギー等に関する町民理解の推進								
	(ア) セミナー等の開催による町民一人ひとりのエネルギーの有効活用に関する意識向上			情報収集、事業検討					
	(イ) 再生可能エネルギー等の見える化による普及促進			情報収集、事業検討					
	(ウ) スマートコミュニティの形成を国内外に発信【復興ビジョン検討会議提言より】			事業検討・実施					



現状と課題

(1) 防災対策の推進

津波被災地での道路整備や、海岸堤防の嵩上げ、防災林整備等、災害に強い防災・減災のまちづくりを進めています。また、震災の経験を踏まえた地域防災計画を策定しました。

今後は、災害に強い防災・減災のまちづくりの更なる推進や、防災訓練体制の構築を行う必要があります。

(2) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた安全強化と避難方策の確保

福島第一原子力発電所は、現在廃炉に向けた作業が進められています。町では、安全性を確保した上で早期の事故収束に向けた要求を行っています。

福島第一原子力発電所の事故収束を確実に進めていくために、これまでの要求を継続していくとともに、万が一の事態に備えた避難方策の確保を行う必要があります。

(3) 防犯・防火・交通安全対策の推進

消防や警察、防犯見守り隊による防犯・防火活動を行っています。

避難指示解除後の町内は人口が少なく防犯面での不安が残る事から、これまでの事業を継続していく必要があります。

施策（取るべき対策）

(1) 防災対策の推進

《これまでの取組》

- ・県の海岸堤防の復旧・嵩上げ、防災林整備を実施中
- ・震災の経験を踏まえた地域防災計画の策定

《今後の取組の方向性》

- ・地域防災計画の推進と継続的な見直しとともに、地震や津波、大雨等さまざまな災害に強い防災・減災のまちづくりを進めます。また、官民協働により自主防災組織等の防災体制を強化するとともに、防災教育の充実を図り、安全で安心なまちづくりを進めます。

《これからの方針》

ア 地域防災計画の立案

- (ア) 震災の経験を踏まえての地域防災計画の推進と継続的な見直し

イ 災害に強い防災・減災のまちづくり

- (ア) 町内の防災・減災施設等の規模・配置等の検討・整備
- (イ) 町民の帰還状況を踏まえた既存施設を活用した避難所の設定
- (ウ) 公共施設整備に際して嵩上げを行う等避難所機能や防災機能等の整備推進
- (エ) 町役場等の災害時拠点施設での非常用電源・通信機能・蓄電池の確保
- (オ) 大雨等による河川の氾濫防止
- (カ) 津波被災地における海岸防災林事業の推進
- (キ) 再生可能エネルギーを活用した災害時体制の検討・構築

ウ 官民協働の防災体制の構築

- (ア) ハザードマップの整備、避難システムの確立
- (イ) 帰還困難区域を含めた町内全域での緊急時の連絡体制の確保
- (ウ) 通報連絡に基づく通報の判断体制構築
- (エ) 官民が協働し新産業従事者も交えた地域の自主防災組織等の体制づくり
- (オ) 地域防災の仕組み（自動走行ロボット、ドローン等を連携させる防災体制の実証試験の実施）を検討【復興ビジョン検討会議提言より】

エ 防災教育の充実

- (ア) 防災に関するイベント等の実施により防災意識を向上し、地域の実情に合わせた防災教育・防災訓練を推進
- (イ) 地震・津波・原子力災害の教訓を踏まえた町の防災教育を、町外に積極的に情報発信

(2) 福島第一原子力発電所の廃炉に向けた安全強化と避難方策の確保

《これまでの取組》

- ・事故収束策の強化、早期実現のための要求の継続実施

《今後の取組の方向性》

- ・福島第一原子力発電所の廃炉について、作業の安全強化と早期実現を継続して求めていくとともに、リスク対応の観点から、再事故発生時の避難方策等の確保に取り組みます。

《これからの中の取組》

ア 事故収束策の強化、早期実現のための要請

- (ア) 事故を踏まえた上で、損傷した原子炉の安全性を確保し、早期廃炉の実現を要請
- (イ) 再度の地震の不安に対する耐震性の早急な確立の要請
- (ウ) 早急かつ徹底的な放射性物質の外部放出の抑制と、事態発生時の通報内容の検討や確実な連絡体制の整備

(工) 県内全ての原子炉の廃炉の要請

イ リスク対応の観点に基づく再事故発生時の避難路及び避難方策の確保

- (ア) 東京電力との安全確保協定の履行確保
- (イ) 国、県の速やかな情報提供と指示
- (ウ) 避難路及び避難方策の確保
- (工) 再事故を念頭に置いた実践的な防災訓練の実施
- (オ) 通報連絡体制の検証と実効性の確認

(3) 防犯・防火・交通安全対策の推進

《これまでの取組》

- ・警察、消防、防犯見守り隊等による見回り活動の実施

《今後の取組の方向性》

- ・帰町する町民の安全で安心な暮らしを実現するため、関係機関と連携し、防犯・防火活動の強化や、交通安全対策に取り組みます。

《これからの中の取組》

ア 防犯・防火対策

- (ア) 町内の防犯体制・対策の強化
- (イ) 防犯・防火活動の実施
- (ウ) 町民帰還状況に合わせた、消防団の再生等による地域コミュニティ機能強化と消防屯所・車両及び資材等の整備

イ 交通安全対策

- (ア) 交通安全対策事業の実施
- (イ) 交通安全対策施設の整備

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 防災対策の推進	ア 地域防災計画の立案								
	(ア) 震災の経験を踏まえての地域防災計画の推進と継続的な見直し								
	イ 災害に強い防災・減災のまちづくり								
	(ア) 町内の防災・減災施設等の規模・配置等の検討・整備								
	(イ) 町民の帰還状況を踏まえた既存施設を活用した避難所の設定								
	(ウ) 公共施設整備に際して嵩上げを行う等避難所機能や防災機能等の整備推進								
	(エ) 町役場等の災害時拠点施設での非常用電源・通信機能・蓄電池の確保								
	(オ) 大雨等による河川の氾濫防止								
	(カ) 津波被災地における海岸防災林事業の推進								
	(キ) 再生可能エネルギーを活用した災害時体制の検討・構築								
	ウ 官民協働の防災体制の構築								
	(ア) ハザードマップの整備、避難システムの確立								
	(イ) 帰還困難区域を含めた町内全域での緊急時の連絡体制の確保								
	(ウ) 通報連絡に基づく通報の判断体制構築								
	(エ) 官民が協働し新産業従事者も交えた地域の自主防災組織等の体制づくり								

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

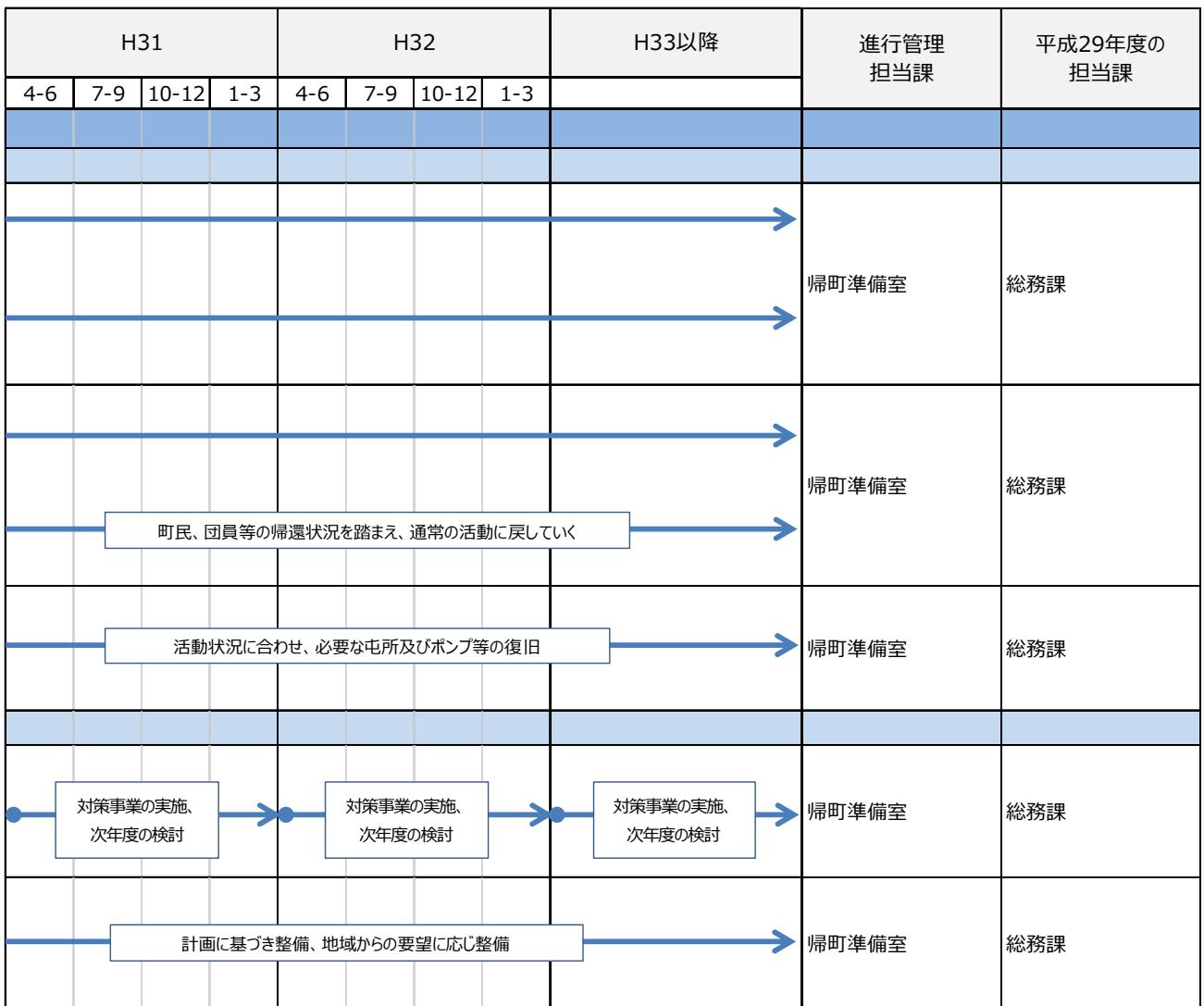
H31				H32				H33以降		進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3				
●	繰り返し	→	●	繰り返し	→	●	繰り返し	→	帰町準備室	総務課	
●	備蓄倉庫含む拠 点整備	→							帰町準備室	総務課	
	帰還状況及び施設の利活用状況に合わせ再検討、再設定	→						→	帰町準備室	総務課	
	必要に応じて整備推進（公共施設整備に合わせて）	→						→	関係各課	関係各課	
	必要に応じて整備	→						→	帰町準備室	総務課	
								→	まちづくり整備課	まちづくり整備課	
								→	まちづくり整備課	まちづくり整備課	
								→	まちづくり整備課	まちづくり整備課 総務課 産業振興課	
	必要に応じ見直し整備、検討	→						→	帰町準備室	総務課	
								→	帰町準備室	総務課	
								→	帰町準備室	総務課	
								→	帰町準備室	総務課	
								→	帰町準備室	総務課	

取組項目			H29				H30			
			4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
	(オ)	地域防災の仕組み（自動走行ロボット、ドローン等を連携させる防災体制の実証試験の実施）を検討【復興ビジョン検討会議提言より】			事業検討・実施					
	工	防災教育の充実								
	(ア)	防災に関するイベント等の実施により防災意識を向上し、地域の実情に合わせた防災教育・防災訓練を推進					帰還状況を踏まえながら、地域ごとの防災教室等を開催し、防災意識の向上を図りつつ、必要に応じ防災訓練を実施			
	(イ)	地震・津波・原子力災害の教訓を踏まえた町の防災教育を、町外に積極的に情報発信			情報発信を継続					
(2)	福島第一原子力発電所の廃炉に向けた安全強化と避難方策の確保									
	ア	事故収束策の強化、早期実現のための要請								
	(ア)	事故を踏まえた上で、損傷した原子炉の安全性を確保し、早期廃炉の実現を要請			早期廃炉の実現を継続要請					
	(イ)	再度の地震の不安に対する耐震性の早急な確立の要請			耐震性の早急な確立の継続要請					
	(ウ)	早急かつ徹底的な放射性物質の外部放出の抑制と、事態発生時の通報内容の検討や確実な連絡体制の整備			放射性物質の外部放出の抑制の継続要請		継続的な訓練、関係機関との連携強化、情報連絡ツールの検討、導入			
	(エ)	県内全ての原子炉の廃炉の要請			継続要請					
	イ	リスク対応の観点に基づく再事故発生時の避難路及び避難方策の確保								
	(ア)	東京電力との安全確保協定の履行確保			継続要請					
	(イ)	国、県の速やかな情報提供と指示			継続要請					
	(ウ)	避難路及び避難方策の確保				避難ルートの拡幅等継続要請及び避難手段の検討、確保（バス会社等との協定など）				
	(エ)	再事故を念頭に置いた実践的な防災訓練の実施			訓練内容の検討	訓練	課題抽出	訓練内容の検討	訓練	課題抽出
	(オ)	通報連絡体制の検証と実効性の確認			関係機関等との通信訓練及び機器確認			関係機関等との通信訓練及び機器確認		

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降		進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3				
										復興推進課	企画財政課 総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
										帰町準備室	総務課
訓練内容の 検討	訓練	課題 抽出		訓練内容の 検討	訓練	課題 抽出			繰り返し	帰町準備室	総務課
関係機関等との通信訓 練及び機器確認				関係機関等との通信訓 練及び機器確認						帰町準備室	総務課

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(3) 防犯・防火・交通安全対策の推進	ア 防犯・防火対策								
	(ア) 町内の防犯体制・対策の強化					各関係機関との連携強化、現状の防犯体制の維持			
	(イ) 防犯・防火活動の実施	防犯				帰還状況を見ながら、町内に居住する町民及び企業等と連携した新たな防犯体制の構築の検討、立ち上げ			
	(ウ) 町民帰還状況に合わせた、消防団の再生等による地域コミュニティ機能強化と消防屯所・車両及び資材等の整備	防火				関係機関と連携したパトロールの実施と合わせ、犯罪を未然に防止する普及啓発活動の実施			
	イ 交通安全対策					町内パトロール及び消防資機材点検（毎週日曜日）			
	(ア) 交通安全対策事業の実施					主要屯所、ポンプの復旧			
	(イ) 交通安全対策施設の整備								



**施策
5**

帰還困難区域の再生

現状と課題

(1) 帰還困難区域の復興・再生に向けた道筋の策定

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から6年以上が経過しましたが、帰還困難区域については、いまだに立ち入りが規制され、宿泊することができず、復興・再生の道筋が明確ではありません。

国の原子力災害対策本部は、平成28年8月に帰還困難区域の再生方針を示していますが、今後、この方針を踏まえつつ、町としての帰還困難区域の復興・再生方針を明確にし、必要な施策を実行に移す必要があります。また、この方針に則って除染計画を策定し、実行する必要があります。

(2) 復興拠点の形成と優先的除染

帰還困難区域の復興・再生の核となる「復興拠点」を中心としたまちづくり、地域づくりを進める必要があります。そのため、必要なインフラ整備、生活環境整備等を進めるにあたり、優先的に除染が行われる必要があります。

(3) 避難指示解除準備区域、居住制限区域との境界周辺の除染

避難指示解除により、帰還を予定する住民の不安解消の観点から、境界周辺の除染を行い、線量低減を図る必要があります。

(4) 森林における線量低減

浪江町全体の面積のうち約7割を森林が占め、その森林の大部分が帰還困難区域に存在しています。

これら森林は比較的線量が高いことに加え、除染の効果が限定的であるという難しい課題があります。しかしながら、浪江町の地域住民にとっての生活圏であることを踏まえ、森林の線量低減に向けた、継続的な施策展開が必要です。

(5) 河川等の線量低減

浪江町の帰還困難区域は河川の上流域を含むため、町内全域の安心な生活を確保するには、河川及び河川敷等の周辺区域における線量低減が確実に実施されることが必要です。

一方、河川に堆積する底質等の線量低減は技術的に難しいという課題があります。河川の線量低減に向けた効果的な手法を確立することが必要です。

施策（取るべき対策）

(1) 帰還困難区域の復興・再生に向けた道筋の策定

《これまでの取組》

- ・帰還困難区域の区長等との意見交換を実施

《今後の取組の方向性》

- ・たとえ長い年月を要するとしても、一日も早く帰還困難区域の全ての地域の避難指示を解除するという確固たる決意をもって、政策の企画、立案を行います。
- ・まずは「復興拠点」の整備を進めます。そのため、除染やインフラ整備等のスケジュールを含めた「復興拠点」の整備計画を、国、県と調整しつつ策定します。その上で、帰還困難区域全体の今後の整備方針を定めます。
- ・長期目標として、帰還困難区域を含む浪江町全域における、追加被ばく線量年間 1 mSv 以下を実現するための取組を実施、継続します。
- ・帰還困難区域区長会等の場において、町民の意見を十分に聞き、その意向を踏まえながら、各種施策を展開します。

《これからの取組》

ア 復興拠点の整備

- (ア) 帰還困難区域区長会等による町民との協議
- (イ) 復興拠点の範囲を決定
- (ウ) 復興拠点の整備にかかる、除染やインフラ整備等のスケジュール等を計画
- (エ) 帰還困難区域全体の整備方針を策定

イ 長期目標である追加被ばく線量年間 1 mSv 以下を実現

- (ア) 除染を含めた線量低減を実現するための施策を検討・展開

(2) 復興拠点の形成と優先的除染

《これまでの取組》

- ・重要幹線道路の優先的な復旧整備及び除染の実施を要請
- ・農業用水路の優先的な復旧整備及び除染の実施を要請

※重要幹線道路

- ・国道 114 号、399 号、459 号
- ・県道 34 号（相馬浪江線）、35 号（いわき浪江線）、253 号（落合浪江線）

《今後の取組の方向性》

(地区別の復興拠点形成)

- ・苅野（室原）、大堀、津島の三地区にそれぞれ復興拠点を整備します。
- ・公民館、寺院、神社、墓地、学校等を中心として、復興拠点形成を行います。
- ・大堀相馬焼の里等、伝統的文化として保存、継承すべきエリアの復旧、整備を進めます。
- ・復興拠点を中心としたまちづくりを加速するため、インフラ整備、生活環境整備等にかかる除染を優先的に実施していきます。
- ・復興拠点として選定されなかった地域の除染や復興の見通しを検討しつつ、町土保全の観点から除草を先行的に実施していきます。
- ・再生可能エネルギーの活用等、帰還困難区域の環境回復等に資する取組を進めます。

(重要インフラを中心とした除染・復旧)

- ・重要幹線道路の近接エリアの整備・除染を行い、利用する人への線量影響を最小化することを目指します。
- ・浪江町全域の農業再開のため、農業用水路の整備、除染を優先的に実施します。

(放射線モニタリング)

- ・復興拠点や重要インフラの整備等を進めるにあたり、住民の不安を解消するため、万全のモニタリング体制を整備します。

《これからの中の取組》

ア 地区別の復興拠点形成

- (ア) 苅野、大堀、津島における復興拠点形成の具体的検討・地点の決定
- (イ) 大堀相馬焼等、伝統的文化の保全の具体策検討・実施
- (ウ) 復興拠点を中心とする除染・インフラ整備の優先的実施
- (エ) 復興拠点以外の地区に関する見通しの検討・先行的な除草の実施
- (オ) 再生可能エネルギーの活用検討

イ 重要インフラを中心とした除染・整備

- (ア) 重要幹線道路である国道 114 号、399 号、459 号、県道 34 号（相馬浪江線）、35 号（いわき浪江線）、253 号（落合浪江線）周辺の整備・除染を実施
- (イ) 農業用水路の整備・除染を実施

ウ 放射線モニタリングの実施

- (ア) 放射線の空間線量測定の体制強化等、万全のモニタリング体制を整備

(3) 避難指示解除準備区域、居住制限区域との境界周辺の除染

《これまでの取組》

- ・当該区域の除染実施に関する要請

《今後の取組の方向性》

- ・帰還困難区域と避難指示解除準備区域や居住制限区域の境界周辺について、除染を含めた線量低減措置を実施します。

《これからの中の取組》

ア 当該区域における除染等の線量低減措置実施要請

- (ア) 区域の境界周辺について、除染を含めた線量低減措置を国等と連携して実施し、実施後にモニタリングを行い、追加的な除染等が必要な場合には速やかに実施

(4) 森林における線量低減

《これまでの取組》

- ・里山再生のモデル事業実施を要請

《今後の取組の方向性》

- ・里山再生モデル事業を帰還困難区域内の森林で実施できるよう、国に強く要請し、実現します。
- ・里山再生モデル事業では、線量低減、森林の保全、防災等、多角的な観点から里山の再生に必要な技術・施策を検討し、実施します。

《これからの中の取組》

ア 里山再生モデル事業実施

- (ア) 帰還困難区域内での実施を要請

- (イ) 線量低減、森林の保全、防災等、多角的観点から里山の再生が可能となるような技術・施策の検討及び継続的な実施、専門的な知見を要するため、関係機関の支援を積極的に要請

(5) 河川等の線量低減

《これまでの取組》

- ・河川除染の要請
- ・河川のモニタリングの要請
- ・ため池除染の要請

《今後の取組の方向性》

- ・除染検証委員会、地元事業者、住民、専門家等の評価や意見を聞きつつ、対象となる場所に応じた除染を含む効果的な線量低減の手法を確立します。

《これからの中長期的取組》

ア 除染検証委員会等による、河川、河川敷、ため池等の効果的な線量低減措置検討と継続的実証

イ 河川等の線量モニタリング実施

取組項目	H29				H30			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 帰還困難区域の復興・再生に向けた道筋の策定								
ア 復興拠点の整備								
(ア) 帰還困難区域区長会等による町民との協議	町民との協議							
(イ) 復興拠点の範囲を決定		協議を踏まえた復興拠点の範囲決定						
(ウ) 復興拠点の整備にかかる、除染やインフラ整備等のスケジュール等を計画		整備スケジュールの計画						
(エ) 帰還困難区域全体の整備方針を策定			整備方針策定					
イ 長期目標である追加被ばく線量年間 1 mSv以下を実現								
(ア) 除染を含めた線量低減を実現するための施策を検討・展開	施策の検討・展開							
(2) 復興拠点の形成と優先的除染								
ア 地区別の復興拠点形成								
(ア) 荘野、大堀、津島における復興拠点形成の具体的検討・地点の決定	復興拠点の検討・地点決定							
(イ) 大堀相馬焼等、伝統的文化の保全の具体策検討・実施		保全の検討						
(ウ) 復興拠点を中心とする除染・インフラ整備の優先的実施		優先的実施場所の検討・実施						
(エ) 復興拠点以外の地区に関する見通しの検討・先行的な除草の実施		見直しの検討・先行的除草の実施						
(オ) 再生可能エネルギーの活用検討	活用の検討							
イ 重要インフラを中心とした除染・整備								
(ア) 重要幹線道路である国道114号、399号、459号、県道34号（相馬浪江線）、35号（いわき浪江線）、253号（落合浪江線）周辺の整備・除染を実施	重要幹線道路の除染実施							
(イ) 農業用水路の整備・除染を実施		農業用水路の整備・除染の実施						
ウ 放射線モニタリングの実施								
(ア) 放射線の空間線量測定の体制強化等、万全のモニタリング体制を整備	モニタリングポストの継続							

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									復興推進課	企画財政課
									復興推進課	企画財政課
									復興推進課	企画財政課 住民課
									復興推進課	企画財政課
								→復興推進課		住民課
								復興推進課		企画財政課
●	保全実施							→復興推進課		企画財政課 産業振興課
								→復興推進課		企画財政課 住民課
								→復興推進課		企画財政課
								復興推進課		産業振興課
								→復興推進課		住民課
								→復興推進課		住民課
●	方針に基づく事業の実施							→ふるさと再生課		住民課 総務課

取組項目	H29				H30			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(3) 避難指示解除準備区域、居住制限区域との境界周辺の除染								
ア 当該区域における除染等の線量低減措置実施要請								
	(ア)	区域の境界周辺について、除染を含めた線量低減措置を国等と連携して実施し、実施後にモニタリングを行い、追加的な除染等が必要な場合には速やかに実施			整備方針に基づく事業の実施			
(4) 森林における線量低減								
ア 里山再生モデル事業実施								
	(ア)	帰還困難区域内での実施を要請		国への要請				
	(イ)	線量低減、森林の保全、防災等、多角的観点から里山の再生が可能となるような技術・施策の検討及び継続的な実施、専門的な知見を要するため、関係機関の支援を積極的に要請		国・研究機関へ要請				
(5) 河川等の線量低減								
ア 除染検証委員会等による、河川、河川敷、ため池等の効果的な線量低減措置検討と継続的実証				線量低減措置の検討・継続的実証				
	イ	河川等の線量モニタリング実施		国による継続実施・必要に応じた町への情報提供を要請				

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									ふるさと再生課	住民課
									復興推進課	企画財政課 産業振興課 住民課
									復興推進課	企画財政課 産業振興課 住民課
									ふるさと再生課	住民課
									ふるさと再生課	住民課

現状と課題

(1) 新たな環境基盤による営農再開

除染後の農地保全を行うために、各地域において復興組合が立ち上りましたが、避難生活により、遠方からの移動や将来の営農再開に向けた集会等の実施が困難な状況です。また、避難先で生活再建された方もいることから、町内の農地のあり方についても議論を進めなければなりません。

このことから、生産基盤である農地については農地の利用集積を推進するとともに、農業用施設の災害復旧を進め、地域の農業者の担い手確保及び育成や新規営農者、農業法人等の誘致を行い、持続可能な農業を確立する必要があります。また、放射性物質による汚染に対しては、除染後の吸収抑制対策や検査体制の確立、花卉等による施設園芸等、新たな儲かる品目と合わせた複合農業への転換を進める必要があります。

(2) 水産業再生のためのインフラ整備及び漁業再開

請戸漁港及び関連施設の復旧工事に取り組み、海底がれきの撤去等も進められています。しかしながら、福島第一原子力発電所から20km圏内での操業は自粛しており、操業再開のための海洋モニタリングの強化や消費者の安全を担保する体制整備を検討の上、試験操業の拡大について慎重な判断が求められています。

内水面漁業については、国とインフラ整備についての調整を図っており、再開に向けて各組合と検討を図っていますが、将来の担い手不足に対する不安があります。また、放射性物質により汚染された河川の除染や、水産物への影響の継続的な調査を実施する必要があります。

(3) 森林資源の活用及び林業の再生

水源涵養や木材等生産機能を持つ森林の役割は様々であることから、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させる必要があります。特に、生活圏と接している森林については、災害による土砂崩れ、落ち葉等による再汚染の懸念もあることから、早期に除染を実施することが必要です。

また、戦後より植林、間伐等を進め、利用期であった森林が汚染されたことにより、建設木材等としての出荷が困難な状況にあることから、バイオマス事業等により町の林業が再建できる仕組み作りが必要です。

施策（取るべき対策）

（1）新たな環境基盤による営農再開

《これまでの取組》

- ・営農再開に向けた復興組合の設立
- ・出荷制限解除に向けた試験栽培や新たな品目による実証栽培を実施
- ・花卉研究会を立上げ花の産地化に向けた計画策定を継続中

《今後の取組の方向性》

- ・営農や畜産の再開に必要な農業用施設の災害復旧の実施や、復興組合を中心とした農地保全及び地域担い手の育成を進めるとともに、徹底的な話し合いのもと、農地の利用集積による圃場整備等を推進します。地域に不足する担い手については、新規営農者の確保や農業法人が参入できる環境づくりに取り組みます。また、利用集積や圃場整備等に合わせた機械化作業体系の確立と低コスト営農技術の普及により、生産性の高い農業を推進します。
- ・儲かる農業を実現するため、施設園芸作物等の新たな農業への転換を進めるとともに、花卉を中心とした施設園芸団地の形成を推進します。また、放射性物質の吸収抑制対策や検査体制、農業生産拠点の整備により、安全安心な生産体制を構築します。

《これからの方針》

ア 営農再開のための環境づくり

- (ア) 町内の営農再開が完了するまでの各支援制度の継続を要請
- (イ) 各支援制度を活用した営農再開の促進
- (ウ) 農業用水のモニタリングや周知システムの継続運用の要請
- (エ) 地域住民の意見を踏まえ、行政区や復興組合との協働による農地の保全・再生
- (オ) 営農再開に向けた推進委員会の設立と営農計画の策定・推進
- (カ) 地域リーダーの育成と、新規担い手の確保
- (キ) 花卉等による施設園芸を取り入れた、儲かる複合農業への転換
- (ク) 農業法人等の設立・誘致による営農再開の検討
- (ケ) 安心・安全を担保する農業再生のため徹底した食品検査体制の強化と周知徹底
(全量検査の導入)
- (コ) 農業体験の受入等を通じた後継者の発掘及び新規就農・就業者支援体制の構築

イ 生産基盤の整備・強化

- (ア) 農業関連施設の充実（カントリーエレベーター、低温倉庫等）
- (イ) 農林土木施設の整備（農業用水路の災害復旧による機能回復、長寿命化等）
- (ウ) 大柿ダム関連施設（農業用水路等）の確実な復旧
- (エ) 農地の利用集積による災害復旧及び圃場整備事業の実施
- (オ) 花卉栽培等による施設園芸等の産地化に向けた施設整備
- (カ) 新たな営農形態への転換（食物工場や水耕栽培、バイオマス作物栽培等への転換）
- (キ) 企業参入を含む新たな営農形態のチャレンジエリアの検討・整備
(地区住民の意見を踏まえたエリアの検討)

(ク) 営農再開を志す農業者の方々とベンチャー企業とのコラボレーションによる、ＩＴ技術等を活用した新しい農業スタイルの実現【復興ビジョン検討会議提言より】

(2) 水産業再生のためのインフラ整備及び漁業再開

《これまでの取組》

- ・請戸漁港の災害復旧（継続整備中）
- ・漁業関係者意見を反映し漁業関連施設を整備（継続中）
- ・内水面漁業の漁業関連施設整備の調整及び再開に向けて各組合と検討
- ・国、県、町による海洋環境及び水産物のモニタリングの実施
- ・試験操業の実施
- ・浪江町独自のモニタリングを実施

《今後の取組の方向性》

- ・海面漁業の再開に向けて、消費者の安全安心を確保するために、衛生管理型施設による市場等の早急な整備を図ります。また、請戸沖における操業が再開されるよう、浪江町独自のモニタリングを継続するとともに、海洋環境等のモニタリング調査や風評被害払しょく対策の継続要請、食品の非破壊での全量検査体制の導入等に取り組みます。あわせて、請戸市場での活発な取引が再開されるよう、請戸地区において水産加工団地を整備し、水産業を行っていた方の事業再開を支援します。
- ・河川の除染を含む内水面漁業の再開に向けて、孵化場の集約、築場の整備を実施し、効率的な作業ができるよう環境整備を行います。また、担い手の確保を含め持続可能な体制作りについて協議、支援します。

《これからの方針》

ア 早急なインフラ整備による水産業の復興

- (ア) 海洋や河川、水産物のモニタリング調査の継続実施と周知徹底
- (イ) 請戸漁港及び漁業関連施設の復旧促進、水産流通加工団地の整備
- (ウ) 内水面漁業の再開に則した関連施設の再生及び技術継承取組への支援

イ 漁業の再開

- (ア) 海洋環境および水産物のモニタリング調査の継続実施と周知徹底
- (イ) 請戸市場の再開
- (ウ) 衛生管理及び非破壊検査の全量検査システム導入と周知徹底

(3) 森林資源の活用及び林業の再生

《これまでの取組》

- ・里山再生モデル事業や森林除染と平行した方向性の検討

《今後の取組の方向性》

- ・「里山再生モデル事業」の実施と検証を通じ、森林の線量低減を図りつつ、林業再生を目指します。

《これからの中の取組》

ア 「里山再生モデル事業」を軸とした林業の再生

(ア) 里山再生モデル事業の実施により、生活圏の森林における空間線量低減を段階的に実現（再掲）

(イ) 里山再生モデル事業の実施により、森林材等を活用した木質バイオマス事業等の町内展開を具体的に検討（再掲）【復興ビジョン検討会議提言に同旨あり】

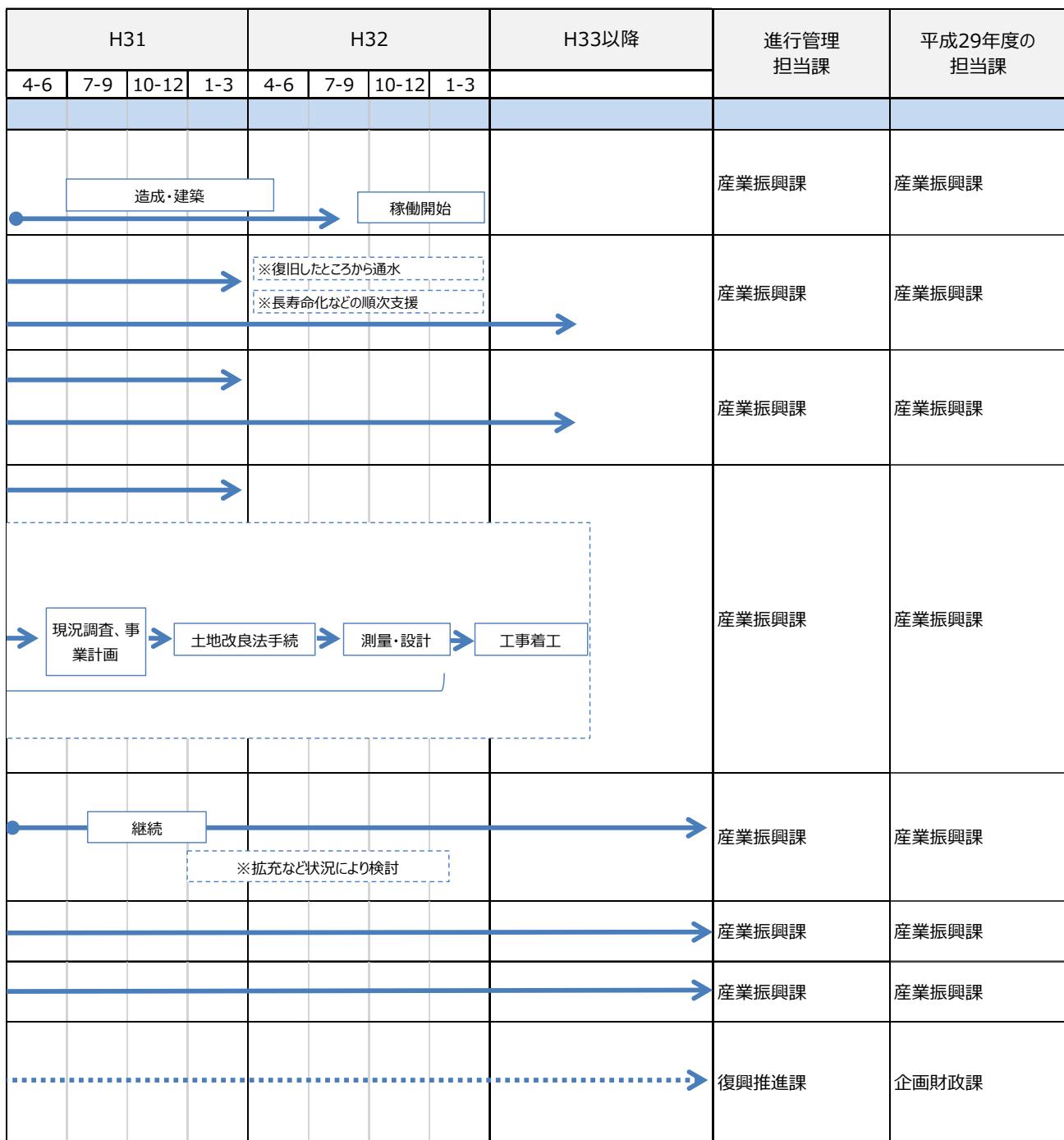
取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 新たな環境基盤による営農再開	ア 営農再開のための環境づくり								
	(ア) 町内の営農再開が完了するまでの各支援制度の継続を要請		継続要請						
	(イ) 各支援制度を活用した営農再開の促進		継続要望						
	(ウ) 農業用水のモニタリングや周知システムの継続運用の要請		継続要請						
	(エ) 地域住民の意見を踏まえ、行政区や復興組合との協働による農地の保全・再生		地域の意見を踏まえ段階的に農地の保全・再生を実施						
	(オ) 営農再開に向けた推進委員会の設立と営農計画の策定・推進		地域の状況により設立・計画策定				※推進委員会設立→営農計画策定 を各地で進める		
	(カ) 地域リーダーの育成と、新規担い手の確保		継続実施						
	(キ) 花卉等による施設園芸を取り入れた、儲かる複合農業への転換		(自営) 継続						
			モデル事業 計画策定	→	整備	→	計画に沿った 営農再開		
	(ク) 農業法人等の設立・誘致による営農再開の検討		各地区の意向を踏まえた設立・誘致						
	(ケ) 安心・安全を担保する農業再生のため 米 徹底した食品検査体制の強化 その他 と周知徹底（全量検査の導入）		全袋検査						
			サンプル検査						
	(コ) 農業体験の受入等を通じた後継者の発掘及び 新規就農・就業者支援体制の構築		継続実施						
			体験者アンケートや各地区以降から支援体制の構築						

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
●	継続								産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
								●	継続要望	産業振興課
								●	継続要望	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課

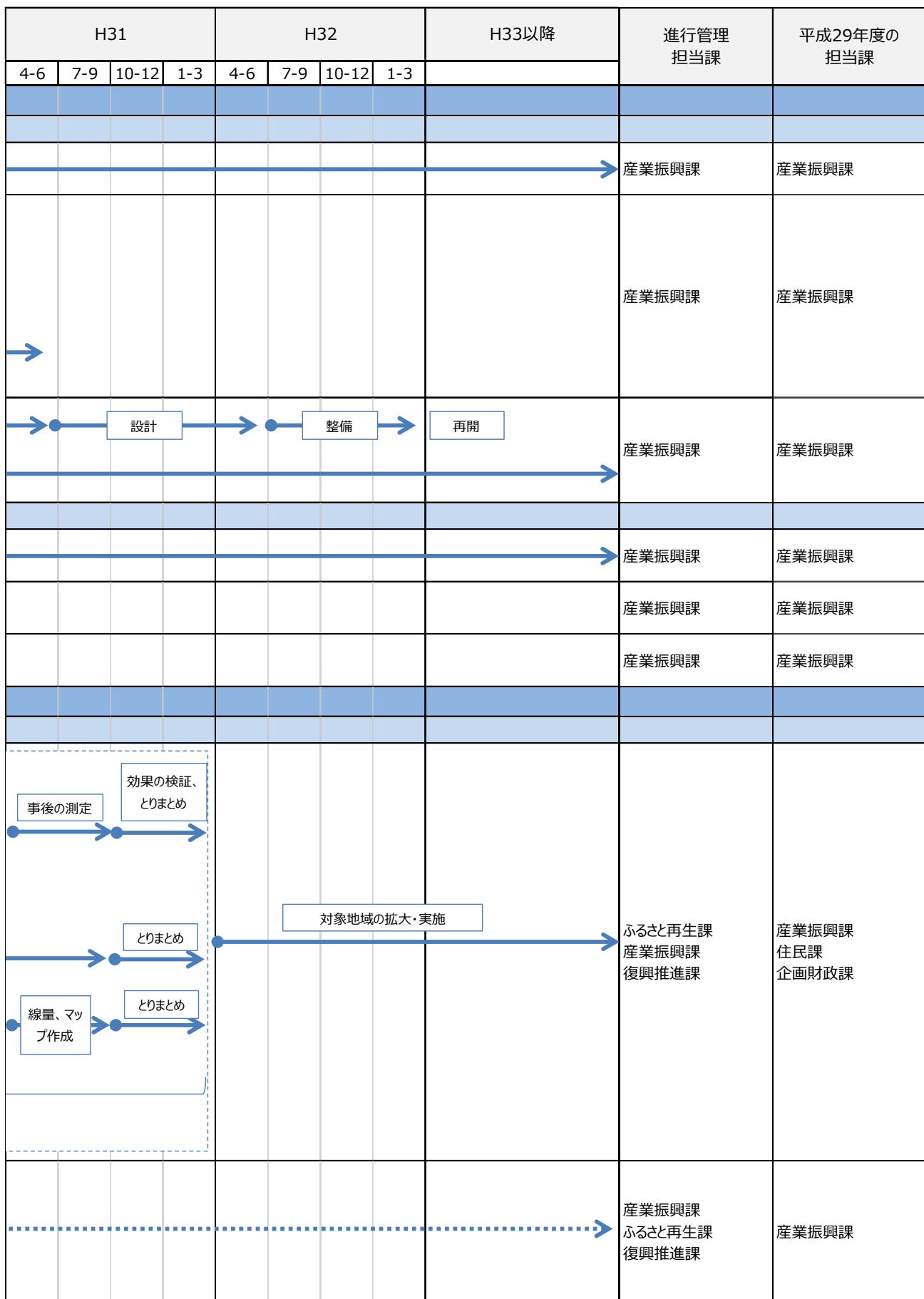
取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
イ 生産基盤の整備・強化	(ア) 農業関連施設の充実 (カントリーエレベーター、低温倉庫等)	規模決定・交付金申請	測量・調査	設計・許認可					
	(イ) 農林土木施設の整備（農業用水路の災害復旧による機能回復、長寿命化等）		(請戸川北) 復旧			(請戸川南) 復旧			
	(ウ) 大柿ダム関連施設（農業用水路等）の確実な復旧		(請戸川北) 復旧			(請戸川南) 復旧			
	(エ) 農地の利用集積による災害復旧及び圃場整備事業の実施	地区的状況から検討・整備	※圃場整備のスケジュール						
		地域の合意形成 営農計画の話し合い 仮同意	事業化・予算手続き						
				概ね 4 年程度					
	(オ) 花卉栽培等による施設園芸等の産地化に向けた施設整備	モデル事業計画策定	整備	計画に沿った施設整備					
	(カ) 新たな営農形態への転換（食物工場や水耕栽培、バイオマス作物栽培等への転換）	可能性検討・結果を踏まえ実施							
	(キ) 企業参入を含む新たな営農形態のチャレンジエリアの検討・整備（地区住民の意見を踏まえたエリアの検討）	可能性検討・調整・結果を踏まえ実施							
	(ク) 営農再開を志す農業者の方々とベンチャー企業とのコラボレーションによる、IT技術等を活用した新しい農業スタイルの実現【復興ビジョン検討会議提言より】	事業検討・実施							

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する



取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(2)	水産業再生のためのインフラ整備及び漁業再開								
ア	早急なインフラ整備による水産業の復興								
(ア)	海洋や河川、水産物のモニタリング調査の継続実施と周知徹底		継続						
(イ)	請戸漁港及び漁業関連施設の復旧促進、水産流通加工団地の整備		各種調整		設計	造成		水産加工施設建設	
(ウ)	内水面漁業の再開に則した 泉田川漁業組合 関連施設の再生及び 技術継承取組への支援 その他		構想		計画			組合との連携し、継続強化への支援	
イ	漁業の再開								
(ア)	海洋環境および水産物のモニタリング調査の継続実施と周知徹底		継続実施						
(イ)	請戸市場の再開		設計		整備				
(ウ)	衛生管理及び非破壊検査の全量検査システム導入と周知徹底		検討		検討を踏まえた整備				
(3)	森林資源の活用及び林業の再生								
ア	「里山再生モデル事業」を軸とした林業の再生								
(ア)	里山再生モデル事業の実施により、生活圏の森林における空間線量低減を段階的に実現（再掲）	除染	詳細調査、除染範囲の決定、除染等の実施		事後の測定				
(イ)	里山再生モデル事業の実施により、森林材等を活用した木質バイオマス事業等の町内展開を具体的に検討（再掲） 【復興ビジョン検討会議提言に同旨あり】	森林整備 線量測定	森林整備等の実施		モニタリング				
			線量、マップ作成				モデル事業		
					事業検討・実施				

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する



現状と課題

(1) 事業再開・新規参入支援

浪江町役場に隣接する形で仮設商業施設を整備しました。既存事業所等への町内での再開支援、福島相双復興官民合同チームと連携し事業再開支援を行っています。

今後も、町内外での事業再開を進めるため、事業の継続が必要な状況です。

(2) 先端的な事業・産業の誘致・創出

福島・国際研究産業都市（イノベーション・ココスト）構想の福島ロボットテストフィールドの整備が決定しています。

水素や建築材 CLT（直交集成板）、蓄電池関連産業、風力発電事業の可能性についての検討を進め、誘致を図る必要があります。

(3) 雇用の創出と就労支援による安定した生活の確保

技能訓練・資格取得講座等の情報提供や、関係団体による就職相談会を開催し、福島相双復興官民合同チームによる人材確保支援事業を実施しています。

町内での再開事業者が少なく働く場所も少ない状況が続いており、若者から高齢者までそれぞれの立場に応じた働く機会の創出が必要となっています。

(4) 観光・交流の推進

交流・情報発信拠点整備を進めています。また、被災経験を伝える施設等の整備を計画しています。町外からの交流人口の獲得のための取組を、検討・実施する必要があります。

(5) 地場産品の振興に向けた取組推進

米の販売や、トルコギキョウや菊等花卉類の栽培が始まっています。

風評被害対策として、放射性検査の結果だけでなく実証栽培等の生産現場の確認や作業体験の体制構築を図る必要があります。

施策（取るべき対策）

(1) 事業再開・新規参入支援

《これまでの取組》

- ・浪江町役場に隣接する形で仮設商業施設を整備
- ・町内で下水道が未復旧の地域において浄化槽設置補助
- ・町内再開事業者へ町独自に電気代の補助金創設
- ・福島相双復興官民合同チームと連携した事業者への聞き取り調査や情報提供の実施

《今後の取組の方向性》

- ・町内における商工業等の事業再開、生活再建や起業等に向けて、設備投資支援等に取り組むとともに、町内での事業再開に関する情報提供等を行います。

《これからの方針》

ア 町内における商工業等の事業再開

- (ア) 事業再開・新規参入促進のため、関係機関と連携した事業再開のための相談・支援実施
 - (イ) 帰町後の事業再開に係る設備投資への支援策の導入について国、県へ要請
 - (ウ) 移動販売車や共同店舗の整備による営業再開や起業等の支援
 - (エ) 先行帰町する町民の生活利便性確保のため、帰町後の営業維持が確保できるよう支援
 - (オ) 町内再開業者の町広報誌・ホームページによる紹介（再開前・再開・再開後と段階的な周知）

イ 既存事業所等への町内における再開支援

- (ア) 円滑な事業再開や既に町外で再開していた事業所の再移転についての支援策を国、県に要請

ウ 相談体制の強化・情報提供による事業再開支援

- (ア) 商工会等関係機関との連携体制の強化と定期的な意見交換会の開催

(2) 先端的な事業・産業の誘致・創出

《これまでの取組》

- ・イノベーション・コスト構想の福島ロボットテストフィールドの整備決定
- ・水素や建築材 CLT、蓄電池関連産業、風力発電事業の可能性検討

《今後の取組の方向性》

- ・地元企業による事業再開、起業に加え、再生可能エネルギー産業やロボット産業等イノベーション・コスト構想の推進、原子力防災、医療福祉、環境関連産業の創出、さらには、各種企業立地支援制度の活用に向けた官民での支援体制の構築等、新たな産業誘致に取り組みます。

《これからの中長期的な取組》

ア 新たな産業の誘致による雇用の場の確保

- (ア) 木質バイオマス発電、風力発電、太陽光発電等再生可能エネルギーの集積と関連産業の誘致
- (イ) 水素や蓄電池関連産業・CLT等の新たな産業の誘致促進
- (ウ) 町内において新たに起業する方、新規参入する事業者への支援
- (エ) ロボット産業拠点等のイノベーション・コストの拠点整備（ロボットテストフィールドの一部である滑走路建設予定地周辺に、関連産業等を集積させるためのエリアを整備【復興ビジョン検討会議提言より】）
- (オ) イノベーション・コスト関連産業や新産業の誘致のための産業団地の整備推進
- (カ) 金融機関と連携した相談窓口を設置し、起業のための資金融資体制や、各種支援制度の紹介、企業セミナー等を積極的に行い、参入しやすい仕組みの構築を推進
- (キ) 双葉郡北部の復興拠点として、浪江町の特性を発信しながら企業の誘致を推進
- (ク) 企業の新たな取組技術を町で実証・展開できるような、各種インセンティブを含む政策の企画・立案
- (ケ) ドローン等のロボット関連技術の研修・競技大会や、人材育成プログラムを実施。ロボット分野の優秀な人材の育成・輩出と呼び込みを同時に実施【復興ビジョン検討会議提言より】

イ 地域課題の解決に則した産業の誘致

- (ア) 高齢化社会に対応した福祉・介護に関する産業の集積
- (イ) 環境に配慮した植物工場や花卉工場等施設型農業による農業の再開
- (ウ) 環境回復を新たな産業としてバイオマスエネルギー等のリサイクル産業の創出

(3) 雇用の創出と就労支援による安定した生活の確保

《これまでの取組》

- ・福島労働局と定期的に意見交換を実施
- ・技能訓練・資格取得講座等の情報提供
- ・「福島広域雇用促進支援協議会」「ふくしま生活・就職応援センター」等の就職相談会開催
- ・福島相双復興官民合同チームによる「人材マッチングによる人材確保支援事業」を開始

《今後の取組の方向性》

- ・人材マッチングや技能訓練等の就労支援等とともに、若者から高齢者まで誰もが多様な働き方を実現できる仕組みづくり等に取り組みます。

《これからの方針》

ア 町内就労支援による安定した生活の確保

- (ア) 福島相双復興官民合同チームとの協働による人材マッチング支援事業による人材確保の支援、働く方への就労支援
- (イ) ハローワーク再開要請及びハローワークとの連携によるセミナーや就労相談体制の構築並びに技能訓練・各種資格取得講座の充実
- (ウ) 各種就業支援策の周知・案内強化
- (エ) 各種制度を活用した人材育成

イ 多様な働き方の支援

- (ア) 若者から高齢者までそれぞれの立場に応じた働く機会の創出や、ボランティア等社会活動に気軽に参加しやすい仕組みの構築
- (イ) シルバー人材センターの早期再開

(4) 観光・交流の推進

《これまでの取組》

- ・交流・情報発信拠点の基本計画を策定
- ・復興祈念公園の整備決定
- ・震災アーカイブ施設等被災経験を伝える施設等の整備を検討中

《今後の取組の方向性》

- ・交流・情報発信拠点の整備等、来訪者を受け入れる環境づくりとともに、被災と復興の体験等を伝える新たな資源や、施設を活用した様々な情報を発信する交流環境の整備により、交流人口の拡大に努めていきます。

《これからの方針》

ア 観光・交流拠点の整備

- (ア) 交流人口の拡大に向けた、空き家や古民家を含む町内の宿泊施設やイベント会場の整備及び情報発信
- (イ) 国内外の来訪者へさまざまな情報を伝達するための町内のＩＴ環境整備の推進
- (ウ) アニメ等のコンテンツを活用したまちづくりの検討
- (エ) 十日市等、浪江町固有のイベントの町内開催

イ 新たなテーマによる交流環境の整備

- (ア) 復興祈念公園、交流・情報発信拠点、被災経験を伝える施設等の活用と広域周遊ルートの環境整備による交流人口の拡大
- (イ) 地震・津波・原子力災害の被災経験や、エネルギー地産地消の社会の実現等、浪江だから伝えられるメッセージを発信するための場の創出
- (ウ) 若者を中心とした集いの場を形成し、復興に向けた様々なアイデアを創出し、さらにそのアイデアを実現するため、官民あわての協力体制を構築【復興ビジョン検討会議提言より】

(5) 地場産品の振興に向けた取組推進

《これまでの取組》

- ・米の実証栽培を行い、食品基準値以下であったことから一般販売を実施
- ・リンドウや菊等花卉類の栽培の実施
- ・浪江町で生産した米や花卉、請戸の漁業者が収穫した水産物を活用した、風評被害対策イベントの実施

《今後の取組の方向性》

- ・町の産業全般については、根強い風評被害への対応、担い手の育成、確保等を進めつつ、生産者、事業者等への支援を通じ、浪江ならではの地場産品の振興と経営安定化に努めていきます。

《これからの中長期的な取組》

ア 地場産品の振興

- (ア) 浪江産農産物や海産物等の地場産品を販売促進できる仕組みの検討
- (イ) 特産物生産の再開及び新たな特産品の開発や発掘を支援するとともにあらゆる手法でPRと活用を推進
- (ウ) 交流を通じ地場産品を生産する担い手の発掘、育成の推進
- (エ) 地場産品のブランド化及び高品質化の検討

イ 風評被害対策等

- (ア) 地場産品の風評払拭に向けた放射性物質等の検査結果を積極的に公表・発信する体制や仕組みの構築
- (イ) 子どもや学生等の農業体験等による、町内産業の安全を体感できる場づくりの推進

ウ 六次産業化の推進

- (ア) 農林水産物の生産・加工・販売を一元化する六次産業化の推進

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 事業再開・新規参入支援	ア 町内における商工業等の事業再開								
	(ア) 事業再開・新規参入促進のため、関係機関と連携した事業再開のための相談・支援実施			継続要望					
	(イ) 帰町後の事業再開に係る設備投資への支援策の導入について国、県へ要請			継続要請					
	(ウ) 移動販売車や共同店舗の整備による 営業再開や起業等の支援	移動販売車 共同店舗		民間、NPOの事業の推進、拡大 まち・なみ・まるしえの継続					
	(エ) 先行帰町する町民の生活 利便性確保のため、帰町後の 営業維持が確保できるよう支援	プレミアム付き商品券 光熱水費補助		事業実施 → 事業実施					
	(オ) 町内再開業者の町広報誌・ホームページによる紹介 (再開前・再開・再開後と段階的な周知)			再開状況の紹介 冊子等の作成 → 冊子等の作成					
	イ 既存事業所等への町内における再開支援								
	(ア) 円滑な事業再開や既に町外で再開していた事業所の 再移転についての支援策を国、県に要請			継続要請					
	ウ 相談体制の強化・情報提供による事業再開支援								
	(ア) 商工会等関係機関との連携体制の強化と定期的な 意見交換会の開催			継続実施					
(2) 先端的な事業・産業の誘致・創出	ア 新たな産業の誘致による雇用の場の確保								
	(ア) 木質バイオマス発電、風力発電、太陽光発電等 再生可能エネルギーの集積と関連産業の誘致			誘致の継続実施					
	(イ) 水素や蓄電池関連産業・C L T 等の新たな産業の 誘致促進			誘致活動の促進・整備					
	(ウ) 町内において新たに起業する方、新規参入する事業者 への支援			県支援の継続要望 光熱水費補助					
	(エ) ロボット産業拠点等のイノベーション・コストの拠点整備（ロ ボットテストフィールドの一部である滑走路建設予定地周辺 に、関連産業等を集積させるためのエリアを整備【復興ビジョン 検討会議提言より】）			浪江町復興ビジョン検討会議の 報告書を活用した事業実施					

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
●	事業実施								産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
●	冊子等の作成			●	冊子等の作成		●	冊子等の作成	産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									復興推進課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課 企画財政課
									産業振興課	産業振興課
									復興推進課	企画財政課

取組項目			H29				H30			
			4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(オ)	イノベーション・コスト関連産業や新産業の誘致のための産業団地の整備推進	北産業団地 南産業団地 藤橋産業団地 棚塩産業団地（仮）	誘致	誘致	誘致	誘致	設計	設計	造成	造成
(カ)	金融機関と連携した相談窓口を設置し、起業のための資金金融資体制や、各種支援制度の紹介、企業セミナー等を積極的に行い、参入しやすい仕組みの構築を推進						供用開始			
(キ)	双葉郡北部の復興拠点として、浪江町の特性を発信しながら企業の誘致を推進				企業誘致の強化			継続実施		
(ク)	企業の新たな取組技術を町で実証・展開できるような、各種インセンティブを含む政策の企画・立案				政策の企画・立案・実施					
(ケ)	ドローン等のロボット関連技術の研修・競技大会や、人材育成プログラムを実施。ロボット分野の優秀な人材の育成・輩出と呼び込みを同時に実施【復興ビジョン検討会議提言より】				事業検討・実施					
イ	地域課題の解決に則した産業の誘致									
(ア)	高齢化社会に対応した福祉・介護に関する産業の集積				産業集積の検討・誘致					
(イ)	環境に配慮した植物工場や花卉工場等施設型農業による農業の再開				可能性検討・結果を踏まえ実施					
(ウ)	環境回復を新たな産業としてバイオマスエネルギー等のリサイクル産業の創出				事業検討					

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
供用開始				供用開始					産業振興課 復興推進課	産業振興課 企画財政課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									復興推進課 産業振興課	産業振興課
									復興推進課	企画財政課
									復興推進課	産業振興課 介護福祉課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(3)	雇用の創出と就労支援による安定した生活の確保								
ア	町内就労支援による安定した生活の確保								
(ア)	福島相双復興官民合同チームとの協働による人材マッチング支援事業による人材確保の支援、働く方への就労支援			継続要請					
(イ)	ハローワーク再開要請及びハローワークとの連携によるセミナーや就労相談体制の構築並びに技能訓練・各種資格取得講座の充実			要請・実施					
(ウ)	各種就業支援策の周知・案内強化			(町外) 継続実施					
				(町内) 実施要請					
(エ)	各種制度を活用した人材育成			国事業の継続要請					
				地域おこし協力隊等の活用による担い手確保					
イ	多様な働き方の支援								
(ア)	若者から高齢者までそれぞれの立場に応じた働く機会の創出や、ボランティア等社会活動に気軽に参加しやすい仕組みの構築			検討実施					
(イ)	シルバー人材センターの早期再開			再開協議					
(4)	観光・交流の推進								
ア	観光・交流拠点の整備								
(ア)	交流人口の拡大に向けた、空き家や古民家を含む町内の宿泊施設やイベント会場の整備及び情報発信			計画・整備					
(イ)	国内外の来訪者へさまざまな情報を伝達するための町内のIT環境整備の推進			環境整備					
(ウ)	アニメ等のコンテンツを活用したまちづくりの検討			検討、具体化					
(エ)	十日市等、浪江町固有のイベントの町内開催			順次再開・継続実施					

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									まちづくり整備課 復興推進課	産業振興課
									まちづくり整備課 復興推進課	企画財政課
									まちづくり整備課 復興推進課 産業振興課	産業振興課
									まちづくり整備課 復興推進課 産業振興課	産業振興課

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
イ 新たなテーマによる交流環境の整備	(ア) 復興祈念公園、交流・情報発信拠点、被災経験を伝える施設等の活用と広域周遊ルートの環境整備による交流人口の拡大					震災伝承事業の基本計画策定 ・施設整備・活用			
	(イ) 地震・津波・原子力災害の被災経験や、エネルギー地産地消の社会の実現等、浪江だから伝えられるメッセージを発信するための場の創出					震災伝承事業の基本計画策定 ・施設整備・活用			
	(ウ) 若者を中心とした集いの場を形成し、復興に向けた様々なアイデアを創出し、さらにそのアイデアを実現するため、官民あげての協力体制を構築【復興ビジョン検討会議提言より】					事業検討・実施			
(5) 地場産品の振興に向けた取組推進									
ア 地場産品の振興	地場産品の振興								
	(ア) 浪江産農産物や海産物等の地場産品を販売促進できる仕組みの検討	町内				まち・なみ・まるしきでの販売			
		町外				イベント参加による販売			
	(イ) 特産物生産の再開及び新たな特産品の開発や発掘を支援するとともにあらゆる手法でPRと活用を推進					各種支援策の利用促進・継続要望			
						イベント実施・参加			
イ 風評被害対策等	(ウ) 交流を通じ地場産品を生産する担い手の発掘、育成の推進					国事業の継続要請			
						地域おこし協力隊等の活用による担い手確保			
	(エ) 地場産品のブランド化及び高品質化の検討					検討・実施			
ウ 六次産業化の推進	六次産業化の推進								
	(ア) 農林水産物の生産・加工・販売を一元化する六次産業化の推進					団体の取組を推進・拡大			

第1章 先人から受け継ぎ、次世代へ引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									教育委員会事務局 復興推進課	教育委員会事務局
									教育委員会事務局 復興推進課	教育委員会事務局
									復興推進課	企画財政課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課
									産業振興課	産業振興課

第2章

被災経験からの災害対策と復興の取組を 世界や次世代に生かす

＜目標＞

- ・過酷な被災経験を重く受け止め、同様の苦しみを生み出さないため、浪江町の記録と記憶、被災経験を通じて得た教訓を、次世代に継承するための取組を進めます。
- ・被災経験を災害対策に生かすための研究・教育を進めます。
- ・被災経験から得た、「地産地消」や「防災」の重要性という教訓を「まちづくり」に反映するため、再生可能エネルギー・新エネルギーの活用や、防災に資するロボットの開発等の新しい産業創出を進めます。これらの新しい取組は次世代を担う子どもたちに引き継げるよう体制を整えます。

目標達成のための施策

- 施策1 被災の記録と記憶の収集・保存の推進
- 施策2 防災教育・防災研究の推進
- 施策3 エネルギーの地産地消の実現と新しい産業の創出

施策
1

被災の記録と記憶の収集・保存の推進

現状と課題

(1) 災害の脅威や教訓、復旧・復興を伝える物品等の収集・保存

災害の脅威や教訓、復旧・復興の取組を次世代に伝承していくため、被災した施設及び地区をデータで記録するとともに、物品についても収集し保存しています。また、町民ヒアリングを実施し、震災記録誌の作成を実施しました。

記憶の風化や復旧作業等による滅失が懸念されることから、取組を継続するとともに、伝承手法の検討を行う必要があります。

(2) 収集・保存の推進体制の構築

被災した施設や町並みのデータ化、物品の収集の際に、福島県立博物館や大学等の専門機関と連携して取組を進めています。

今後も、この体制を継続し取組を進めていく必要があります。

施策（取るべき対策）

(1) 災害の脅威や教訓、復旧・復興を伝える物品等の収集・保存

《これまでの取組》

- ・被災した施設及び地区のデータ化や記録物品収集
- ・震災記録誌の作成

《今後の取組の方向性》

- ・被災した施設や地区のデータ化や物品の収集を継続するとともに、町民ヒアリングや物品等の背景の収集等に取り組みます。

《これからの中の取組》

ア 災害の脅威や教訓を伝える物品等の収集・保存

- (ア) 町民ヒアリングによる被災・避難状況の記録・保存
- (イ) 被災した施設及び地区等のデータ化
- (ウ) 被害の爪痕が残る物品の収集・保存
- (エ) 避難状況（一次避難・二次避難・仮設住宅等）のデータ化、物品の収集・保存
- (オ) 一時立入や除染等の原子力災害特有の取組の記録・保存

イ 復旧・復興を伝える物品等の収集・保存

- (ア) 町内の復旧・復興に関する物品等の収集・保存
- (イ) 町民の再建状況の記録・保存

ウ 地域の歴史等の収集・保存

- (ア) 地域の歴史・生活等の収集・保存活動への支援

(2) 収集・保存の推進体制の構築

《これまでの取組》

- ・福島県立博物館や大学等の専門機関と連携

《今後の取組の方向性》

- ・データ化や物品収集等様々な手法で収集、保存を進めていることから、対象に応じた専門機関と連携して取り組みます。

《これからの中の取組》

ア 県立博物館や大学等の専門機関との連携の継続

- (ア) 保存対象・方法に応じた専門機関との連携

取組項目		H29				H30										
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3							
(1)	災害の脅威や教訓、復旧・復興を伝える物品等の収集・保存															
	ア 災害の脅威や教訓を伝える物品等の収集・保存															
	(ア) 町民ヒアリングによる被災・避難状況の記録・保存	●	必要に応じて記録・保存を実施													
	(イ) 被災した施設及び地区等のデータ化	●	実施に向けて検討													
	(ウ) 被害の爪痕が残る物品の収集・保存	●	随時収集、専門機関との協力による保存の実施													
	(エ) 避難状況（一次避難・二次避難・仮設住宅等）のデータ化、物品の収集・保存	●	収集・保存方法の検討と実施													
	(オ) 一時立入や除染等の原子力災害特有の取組の記録・保存	●	記録・保存方法の検討と実施													
	イ 復旧・復興を伝える物品等の収集・保存															
	(ア) 町内の復旧・復興に関する物品等の収集・保存	●	収集・保存方法の検討と実施													
	(イ) 町民の再建状況の記録・保存	●	記録・保存方法の検討と実施													
	ウ 地域の歴史等の収集・保存															
	(ア) 地域の歴史・生活等の収集・保存活動への支援	●	収集・保存の継続実施													
(2)	収集保存の推進体制の構築															
	ア 県立博物館や大学等の専門機関との連携の継続															
	(ア) 保存対象・方法に応じた専門機関との連携	●	専門機関との体制構築		→	●	連携体制の追加構築									

第2章 被災経験からの災害対策と復興の取組を世界や次世代に生かす

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局

現状と課題

(1) 震災伝承・防災教育の推進体制構築と施設整備

過酷な被災経験を二度と繰り返させないため、収集したデータや物品について震災伝承や防災教育への活用に向けた検討を進めています。また、大平山靈園と隣接するコミュニティ広場や慰靈碑を整備するとともに、浪江町と双葉町の津波被災地に復興祈念公園の整備が決定しています。

今後は、官民協働の震災伝承協議会等を組成し、具体的方針を検討、推進することで、震災伝承・防災教育の情報発信体制を構築・整備し、国内外への発信等に取り組む必要があります。

(2) 福島県や近隣自治体と連携した取組の検討

福島県のアーカイブ拠点施設については、隣接する双葉町に整備が決定しています。被災自治体の一部は、独自の震災伝承を予定しており、機能競合の恐れがあることから、浪江町、双葉町、大熊町での震災アーカイブ勉強会を実施しています。

福島県のアーカイブ拠点施設や近隣自治体の震災伝承の取組と連携した検討体制の構築が必要です。

施策（取るべき対策）

(1) 震災伝承・防災教育の推進体制構築と施設整備

《これまでの取組》

- ・収集したデータや物品について、震災伝承や防災教育への活用に向けた検討を実施
- ・大平山靈園と隣接するコミュニティ広場の整備
- ・復興祈念公園が浪江町と双葉町の津波被災地に整備決定

《今後の取組の方向性》

- ・官民協働の震災伝承協議会等を組成し検討、推進を図るとともに、震災伝承・防災教育の情報発信体制の構築、整備による国内外への発信等に取り組みます。

《これからの方針》

ア 震災伝承・防災教育の具体的方針の検討・推進

- (ア) 官民協働の震災伝承協議会等での検討・推進体制を構築

イ 震災伝承・防災教育の情報発信体制構築と国内外への発信

- (ア) 収集したデータや物品の活用による情報発信体制の構築

- (イ) 様々な媒体を活用した国内外への情報発信

- (ウ) ボランティア団体や行政職員、修学旅行等、様々な方が防災を学ぶ場の創出

ウ 震災伝承・防災教育・慰靈碑等の施設整備

- (ア) 既存施設の活用による震災伝承・防災教育体制の検討

- (イ) 復興祈念公園の整備への協力

- (ウ) 慰靈碑等の慰靈施設の整備

- (エ) 災害の教訓を風化させないモニュメントや津波到達点表示の設置検討

- (オ) 災害研究施設・防災教育施設の誘致

(2) 福島県や近隣自治体と連携した取組の検討

《これまでの取組》

- ・浪江町、双葉町、大熊町での震災アーカイブ勉強会の実施

《今後の取組の方向性》

- ・より効果的な震災伝承と防災教育を図るために、広域的な検討推進体制を構築し、福島県のアーカイブ拠点施設や近隣自治体の震災伝承の取組との連携を図ります。

《これからの方針》

ア 福島県や近隣自治体との連携体制の構築

- (ア) 福島県が主体となった震災伝承広域連絡協議会等の検討・推進体制の構築要望

- (イ) 福島県アーカイブ拠点施設と近隣自治体の震災伝承事業の連携の検討

取組項目	H29				H30			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 震災伝承・防災教育の推進体制構築と施設整備								
ア 震災伝承・防災教育の具体的方針の検討・推進								
(ア) 官民協働の震災伝承協議会等での検討・推進体制を構築		町の基本計画策定	→					
イ 震災伝承・防災教育の情報発信体制構築と国内外への発信								
(ア) 収集したデータや物品の活用による情報発信体制の構築		町の基本計画策定	→					
(イ) 様々な媒体を活用した国内外への情報発信		町の基本計画策定	→					
(ウ) ボランティア団体や行政職員、修学旅行等、様々な方が防災を学ぶ場の創出		町の基本計画策定	→					
ウ 震災伝承・防災教育・慰霊碑等の施設整備								
(ア) 既存施設の活用による震災伝承・防災教育体制の検討		利用施設の検討、研究機関との連携						
(イ) 復興祈念公園の整備への協力		整備状況に合わせた協力の実施						
(ウ) 慰霊碑等の慰霊施設の整備		復興祈念公園の整備状況に合わせて検討						
(エ) 災害の教訓を風化させないモニュメントや津波到達点表示の設置検討		専門機関、町民等を交えて検討						
(オ) 災害研究施設・防災教育施設の誘致		町の基本計画策定	→					
(2) 福島県や近隣自治体と連携した取組の検討								
ア 福島県や近隣自治体との連携体制の構築								
(ア) 福島県が主体となった震災伝承広域連絡協議会等の検討・推進体制の構築要望		市町村意見の反映に向けた体制構築の要望の継続						
(イ) 福島県アーカイブ拠点施設と近隣自治体の震災伝承事業の連携の検討		近隣市町村との勉強会、県との協議の定期的な実施						

第2章 被災経験からの災害対策と復興の取組を世界や次世代に生かす

H31				H32				H33以降		進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3				
展開に応じた体制の見直し								→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	教育委員会事務局
情報発信方法、体制の具体化								→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	教育委員会事務局
情報発信方法の具体化								→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	教育委員会事務局
関係機関と協力し導入検討				→				→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	教育委員会事務局
				→				→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	総務課
				→				→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	教育委員会事務局
				→				→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	教育委員会事務局
基本計画に基づく、整備に向けた取組の実施				→				→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	総務課
				→				→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	教育委員会事務局
				→				→ 教育委員会事務局		教育委員会事務局	教育委員会事務局

※被災経験からの教訓を「まちづくり」に反映し、ロボットテストフィールドや再生エネルギー・新エネルギー等の、次世代を担う子どもたちに引き継げる、新たな産業の創出を行うため、再生可能エネルギー・新エネルギーや、ロボットテストフィールド等の先端的産業について、再掲しています。

現状と課題

(1) エネルギーの地産地消の仕組みづくり（再掲）

スマートコミュニティの整備の検討を進めてきました。

今後は、町内でのエネルギーの地産地消に向けて、再生可能エネルギーに対する町民理解の向上を図り、スマートコミュニティの整備に向けた取組が必要となります。

(2) 先端的な事業・産業の誘致・創出（再掲）

イノベーション・コースト構想の福島ロボットテストフィールドの整備が決定しています。

水素や建築材 CLT（直交集成板）、蓄電池関連産業、風力発電事業の可能性についての検討を進め、誘致を図る必要があります。

施策（取るべき対策）

(1) エネルギーの地産地消の仕組みづくり（再掲）

《これまでの取組》

- ・スマートコミュニティの整備を検討中

《今後の取組の方向性》

- ・町内でのエネルギーの地産地消に向けて、町民一人ひとりの意識向上を図るとともに、各世帯、事業所等での再生可能エネルギー等の導入やスマートコミュニティの整備等を推進します。

《これからの中の取組》

ア 再生可能エネルギーに関する計画の策定

- (ア) 具体的な導入時期、導入地域、地域住民の意向、効果的かつ柔軟な土地利用等を検討し、再生可能エネルギーに関する計画を策定

イ 再生可能エネルギー等の導入

- (ア) 再生可能エネルギー等を活用したスマートコミュニティの整備推進（公共機関や災害公営住宅等を中心としたスマートコミュニティを整備【復興ビジョン検討会議提言より】）

- (イ) 公共交通、公用車への電気自動車等の導入検討（電気や水素を使った自動車を公共交通機関として活用することを検討【復興ビジョン検討会議提言より】）

- (ウ) 蓄電池を活用した効率的なエネルギー活用のサイクルを構築

- (エ) エネルギーの地産地消に向けた、再生可能エネルギー等に関する情報提供や、自宅・事業所等への導入支援

- (オ) エネファーム等の導入を端緒に、水素エネルギーを活用したまちづくりを展開【復興ビジョン検討会議提言より】

ウ 再生可能エネルギー等に関する町民理解の推進

- (ア) セミナー等の開催による町民一人ひとりのエネルギーの有効活用に関する意識向上

- (イ) 再生可能エネルギー等の見える化による普及促進

- (ウ) スマートコミュニティの形成を国内外に発信【復興ビジョン検討会議提言より】

(2) 先端的な事業・産業の誘致・創出（再掲）

《これまでの取組》

- ・イノベーション・コスト構想の福島ロボットテストフィールドの整備決定
- ・水素や建築材 CLT、蓄電池関連産業、風力発電事業の可能性検討

《今後の取組の方向性》

- ・地元企業による事業再開・起業に加え、再生可能エネルギー産業やロボット産業等イノベーション・コスト構想の推進、原子力防災、医療福祉、環境関連産業の創出、さらには、各種企業立地支援制度の活用に向けた官民での支援体制の構築等、新たな産業誘致に取り組みます。

《これからの方針》

ア 新たな産業の誘致による雇用の場の確保

- (ア) 木質バイオマス発電、風力発電、太陽光発電等再生可能エネルギーの集積と関連産業の誘致
- (イ) 水素や蓄電池関連産業・CLT等の新たな産業の誘致促進
- (ウ) 町内において新たに起業する方、新規参入する事業者への支援
- (エ) ロボット産業拠点等のイノベーション・コストの拠点整備（ロボットテストフィールドの一部である滑走路建設予定地周辺に、関連産業等を集積させるためのエリアを整備【復興ビジョン検討会議提言より】）
- (オ) イノベーション・コスト関連産業や新産業の誘致のための産業団地の整備推進
- (カ) 金融機関と連携した相談窓口を設置し、起業のための資金融資体制や、各種支援制度の紹介、企業セミナー等を積極的に行い、参入しやすい仕組みの構築を推進
- (キ) 双葉郡北部の復興拠点として、浪江町の特性を発信しながら企業の誘致を推進
- (ク) 企業の新たな取組技術を町で実証・展開できるような、各種インセンティブを含む政策の企画・立案
- (ケ) ドローン等のロボット関連技術の研修・競技大会や、人材育成プログラムを実施。ロボット分野の優秀な人材の育成・輩出と呼び込みを同時に実施【復興ビジョン検討会議提言より】

イ 地域課題の解決に則した産業の誘致

- (ア) 高齢化社会に対応した福祉・介護に関する産業の集積
- (イ) 環境に配慮した植物工場や花卉工場等施設型農業による農業の再開
- (ウ) 環境回復を新たな産業としてバイオマスエネルギー等のリサイクル産業の創出

取組項目	H29				H30			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) エネルギーの地産地消の仕組みづくり（再掲）								
ア 再生可能エネルギーに関する計画の策定								
(ア) 具体的な導入時期、導入地域、地域住民の意向、効果的かつ柔軟な土地利用等を検討し、再生可能エネルギーに関する計画を策定					策定の検討			
イ 再生可能エネルギー等の導入								
(ア) 再生可能エネルギー等を活用したスマートコミュニティの整備推進（公共機関や災害公営住宅等を中心としたスマートコミュニティを整備【復興ビジョン検討会議提言より】）					構築事業の実施			
(イ) 公共交通、公用車への電気自動車等の導入検討（電気や水素を使った自動車を公共交通機関として活用することを検討【復興ビジョン検討会議提言より】）					導入の検討		検討に基づく事業実施	
(ウ) 蓄電池を活用した効率的なエネルギー活用のサイクルを構築					内容の検討			
(エ) エネルギーの地産地消に向けた、再生可能エネルギー等に関する情報提供や、自宅・事業所等への導入支援					内容の検討			
(オ) エネファーム等の導入を端緒に、水素エネルギーを活用したまちづくりを展開【復興ビジョン検討会議提言より】					事業検討・実施			
ウ 再生可能エネルギー等に関する町民理解の推進								
(ア) セミナー等の開催による町民一人ひとりのエネルギーの有効活用に関する意識向上					情報収集、事業検討			
(イ) 再生可能エネルギー等の見える化による普及促進					情報収集、事業検討			
(ウ) スマートコミュニティの形成を国内外に発信【復興ビジョン検討会議提言より】					事業検討・実施			

第2章 被災経験からの災害対策と復興の取組を世界や次世代に生かす

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
計画に基づく事業実施								まちづくり整備課 産業振興課	まちづくり整備課 産業振興課	
								まちづくり整備課	まちづくり整備課	
								まちづくり整備課 企画財政課	まちづくり整備課 企画財政課	
再生可能エネルギーの誘致状況や 検討に基づく体制構築								まちづくり整備課	まちづくり整備課 産業振興課	
検討に基づく支援実施・情報提供								復興推進課 まちづくり整備課 産業振興課	まちづくり整備課 産業振興課	
								復興推進課	まちづくり整備課 企画財政課	
								復興推進課 まちづくり整備課 産業振興課	まちづくり整備課 産業振興課	
								復興推進課	まちづくり整備課 産業振興課	
								復興推進課	まちづくり整備課 産業振興課	
								復興推進課	まちづくり整備課	

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(2)	先端的な事業・産業の誘致・創出（再掲）								
ア	新たな産業の誘致による雇用の場の確保								
(ア)	木質バイオマス発電、風力発電、太陽光発電等 再生可能エネルギーの集積と関連産業の誘致								
(イ)	水素や蓄電池関連産業・C L T 等の新たな産業の 誘致促進								
(ウ)	町内において新たに起業する方、新規参入する事業者 への支援								
(エ)	ロボット産業拠点等のイノベーション・コストの拠点整備（ロ ボットテストフィールドの一部である滑走路建設予定地周辺 に、関連産業等を集積させるためのエリアを整備【復興ビジョン 検討会議提言より】）								
(オ)	北産業団地 南産業団地 イノベーション・コスト関連産業や 新産業の誘致のための産業団地の 整備推進 藤橋産業団地 棚塙産業団地（仮）								
(カ)	金融機関と連携した相談窓口を設置し、起業のための資金 融資体制や、各種支援制度の紹介、企業セミナー等を積極 的に行い、参入しやすい仕組みの構築を推進								
(キ)	双葉郡北部の復興拠点として、浪江町の特性を発信 しながら企業の誘致を推進								
(ク)	企業の新たな取組技術を町で実証・展開できるような、 各種インセンティブを含む政策の企画・立案								
(ケ)	ドローン等のロボット関連技術の研修・競技大会や、人材育 成プログラムを実施。ロボット分野の優秀な人材の育成・輩出 と呼び込みを同時に実施【復興ビジョン検討会議提言より】								
イ	地域課題の解決に則した産業の誘致								
(ア)	高齢化社会に対応した福祉・介護に関する産業の集積								
(イ)	環境に配慮した植物工場や花卉工場等施設型 農業による農業の再開								
(ウ)	環境回復を新たな産業としてバイオマスエネルギー等のリサイク ル産業の創出								

第2章 被災経験からの災害対策と復興の取組を世界や次世代に生かす

H31				H32				H33以降		進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3				
										復興推進課	産業振興課
										復興推進課	産業振興課 企画財政課
										産業振興課	産業振興課
			→							復興推進課	企画財政課
										産業振興課 復興推進課	産業振興課 企画財政課
									→	産業振興課	産業振興課
									→	産業振興課	産業振興課
									→	復興推進課 産業振興課	産業振興課
									→	復興推進課	企画財政課
								---	---	復興推進課	企画財政課
									→	復興推進課	産業振興課 介護福祉課
									→	産業振興課	産業振興課
								---	---	産業振興課	産業振興課

第3章

どこに住んでいても、 すべての町民の暮らしを再建する

<目 標>

- ・多様な交流の場の創出により、どこにいても町との繋がりを保てる環境を創ります。
- ・生活関連施設の再生を図り、町で充実した生活ができる環境の再生を行います。
- ・どこにいても生活再建を達成できるよう必要となる支援を行います。
- ・生きがいづくりや充実した健康管理により、いきいきした生活ができる環境を創ります。

目標達成のための施策

- 施策 1 健康管理の強化と徹底
- 施策 2 損害対策の充実
- 施策 3 町民と町民・ふるさとをつなぐ“絆”的維持
- 施策 4 教育環境の充実
- 施策 5 なみえの伝統文化の復興
- 施策 6 安心できる生活環境の確保

施策
1

健康管理の強化と徹底

現状と課題

(1) 全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減

放射線による健康被害を未然に防止し、健康不安を解消するために、内部・外部被ばくの検査体制を構築するとともに、大学との連携による相談体制の整備を進めてきました。

しかし、長期にわたる健康不安等と向き合っていくために、これまでの取組を継続し、各事業の連携と総合的な対策の検討が必要です。

(2) 放射線に対する理解の向上

空間線量計、バッジ式線量計の貸出しによる放射線の影響管理や食品検査体制の整備、弘前大学浪江町復興支援室と連携しての相談会・講習会を実施し、その内容を放射線に関するQ & Aとしてタブレットへの掲載等を行ってきました。

今後は、特に放射線不安の強い傾向にある子育て世代への講習会等を積極的に行っていく必要があります。

(3) 健康維持の強化

健康指導や健康維持のための運動、食生活改善事業、介護予防事業等に加え、心の健康の面からもメンタルケアや生きがいづくり活動を行ってきました。

避難生活が長期化する中で、これまで同様に健康維持のための事業を継続していく必要があります。

(4) 医療・福祉環境の再生

仮設住宅敷地内に仮設津島診療所や高齢者サポートセンター、町内に浪江町応急仮設診療所を設置しました。また、それぞれの移転先等として、二本松市の復興公営住宅敷地内（石倉）に仮設津島診療所、浪江町役場隣接地に浪江診療所を整備し、二本松市の復興公営住宅敷地内（石倉・根柄山）、町内に高齢者サポートセンターの整備を進めています。

他方、医療、介護、福祉に関わる人材の確保が課題となっており、担い手を含めた医療、福祉、介護環境の構築が必要な状況です。

施策（取るべき対策）

（1）全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減

《これまでの取組》

- ・ホールボディカウンターによる内部被ばく検査体制の構築
- ・県所有の車載型ホールボディカウンターでの検査の実施
- ・県外での内部被ばく検査が可能な医療機関等の確保
- ・仮設津島診療所、契約医療機関、県立医大及び県内外の医療機関での甲状腺検査の実施
- ・県内外における健康診断や乳幼児及び妊婦健診等の実施
- ・健康管理手帳の作成と配布
- ・大学と連携した放射線に対する相談会の開催
- ・弘前大学浪江町復興支援室との連携及び相談員を配置した体制の整備
- ・浪江町役場本庁舎での放射線相談及び相談窓口の整備
- ・医療保障の法制化、医療費の無料措置についての継続要望の実施

《今後の取組の方向性》

- ・各検査、健診、相談機会を継続するとともに、放射線モニタリング、食品安全管理、放射線健康管理、医療、相談等の総合的な体制を確立します。

《これからの中長期的な取組》

ア 内部被ばく検査測定の継続実施

- (ア) 町内での県所有車載型ホールボディカウンターによる検査の継続要望
- (イ) 仮設津島診療所（ホールボディ検査室）での検査の継続及び受検促進に向けた情報発信の継続
- (ウ) 全国での受検体制の継続及び受検促進に向けた情報発信の継続

イ 甲状腺検査の継続実施

- (ア) 県民健康調査による検査の推進
- (イ) 町独自検査の実施（県検査の間の年に実施）

ウ 健康診断等の受診機会の確保及び検査項目の拡充

- (ア) 原発避難者特例法による乳幼児及び妊婦健診の推進
- (イ) 全国での受診体制の継続
- (ウ) 白血球分画（白血病）検査の継続実施

エ 生涯にわたる健康管理のための手帳の運用

- (ア) 「浪江町健康管理手帳」の記帳啓発及び放射線に特化した別冊手帳作成等の検討

オ 専門家による健康管理相談機会の充実

- (ア) 専門機関と連携し、放射線防護に関する相談会の継続実施及び内容の情報発信
- (イ) 放射線相談員制度等を活用した効果的な相談の実施

カ 医療費減免措置等の継続

- (ア) 医療費窓口負担の減免措置継続に向けた国への要請
- (イ) 県の子ども医療費無料化事業の継続運営

キ 放射線モニタリング、食品安全管理、放射線健康管理、医療体制、相談体制等の総合的な対策

- (ア) 放射線健康管理を推進するため、関係課等の放射線関連業務を一本化する等により施策管理を一元的に行う枠組の創設

(2) 放射線に対する理解の向上

《これまでの取組》

- ・空間線量計、バッジ式線量計の貸出しによる放射線の影響管理体制の構築
- ・弘前大学浪江町復興支援室と連携しての仮設住宅等での相談会の実施
- ・放射線に関するQ & Aのタブレット等への掲載
- ・子育て世代のための学習会として、弘前大学と連携しての教員への勉強会の実施
- ・食品等の簡易測定の実施と検査員の知識や技術強化に向けた研修会への参加

《今後の取組の方向性》

- ・町民一人ひとりが放射線についての正しい知識と理解が得られるよう、情報や学習機会の充実を図ります。

《これからの中の取組》

ア 全世帯への放射線量計の貸出しによる町民の放射線影響管理体制の構築

- (ア) 全世帯貸出しの線量計の継続運用及び適切な使用方法の継続周知
(イ) 線量計の操作講習等の随時実施

イ 帰町者等への個人積算線量計(D-シャトル)の貸出しによる町民の放射線相談体制の構築

- (ア) 帰町者等へ個人積算線量計(D-シャトル)の貸出し
(イ) 放射線相談体制の構築

ウ 放射線に対する科学的見解の周知（多様な見解を尊重）

- (ア) 放射線に関する解説本の配布

エ 児童・生徒及び子育て世代の放射線不安の軽減、正しい知識の獲得

- (ア) 学校教育と連携した放射線教育の継続
(イ) 生涯学習出前講座を活用した放射線学習機会の創出

オ 食品検査体制の充実

- (ア) 現在の食品検査の継続実施及び検査技術者の育成
(イ) 帰町に合わせた食品検査体制の整備

(3) 健康維持の強化

《これまでの取組》

- ・保健師、看護師の確保
- ・健（検）診における医師会との協力体制の構築
- ・東北福祉大学と連携した健康教室の町民リーダー育成の実施
- ・心のケアセンター並びに社会福祉協議会等との連携による巡回戸別訪問によるメンタルケアの実施
- ・仮設住宅内サポートセンターにおける介護予防事業の実施
(今後は二本松市石倉、根柄山の2ヶ所の復興公営住宅内サポートセンターへ集約)
- ・大学等と連携した健康づくり事業、健康づくりリーダー育成の実施
- ・県栄養士会と連携した栄養サポート事業、食生活改善事業等の実施
- ・仮設住宅、借上住宅、復興公営住宅の自治会における自主活動の推進
- ・復興公営住宅における県のコミュニティ交流員による自治会設立支援
- ・仮設住宅集会所、交流館等での体操や趣味、健康教室等生きがいづくり活動の実施

《今後の取組の方向性》

- ・健康指導やメンタルヘルスケア、運動、食生活改善、生きがいづくりを継続して行い、町民の健康づくりを推進します。

《これからの方針》

ア 健康指導体制の強化

- (ア) 保健師、看護師等の職員の採用
- (イ) 医療機関等との連携協定締結の推進
- (ウ) 大学等の支援による自立的健康づくりの推進
- (エ) 健康増進のための健康診断の受診率向上の推進

イ メンタルケアの継続的な実施、充実

- (ア) 社会福祉士、精神保健福祉士等の職員採用
- (イ) 関係機関と連携した巡回訪問相談の継続
- (ウ) 心の相談ダイヤル等相談窓口に関する情報提供

ウ 健康維持のための運動、食生活改善の機会の充実

- (ア) サポートセンターを拠点とする介護予防事業等の継続
- (イ) ボランティア団体等の協力による健康づくり事業の継続
- (ウ) 健康づくりリーダーの育成（自立的健康づくりの推進）
- (エ) 長く自立した生活が送れるよう、高齢者の健康づくりの支援
- (オ) 関係機関の支援による食生活改善を含めた自立的健康づくり機会の創出

エ 生きがいづくりによる健康で自立した文化的な生活の確保

- (ア) 自治会等コミュニティの設置推進
- (イ) 自主的・自立的で多種多様な生きがいづくり活動の推進及び情報発信
- (ウ) 生きがいと仲間づくりのための具体的な取組について、社会教育行政の組織再編による具体的な生涯学習環境の検討・整備
- (エ) 生きがいづくり支援のプログラムに沿い、ふれあいセンター等の公営施設利用の是非を検討
- (オ) スポーツ健康増進施設の整備

(4) 医療・福祉環境の再生

《これまでの取組》

- ・二本松市の仮設住宅団地内での仮設津島診療所の設置
- ・浪江町役場への浪江町応急仮設診療所の設置
- ・二本松市の復興公営住宅敷地内（石倉）への仮設津島診療所の整備
- ・浪江町役場隣接地への浪江診療所の整備
- ・町内サポートセンターの整備決定
- ・町内医療機関、県立医大、災害救急センター、相馬郡医師会から派遣された医師等の協力による仮設診療所の運営
- ・避難先で再開した障がい福祉サービス事業者への支援

《今後の取組の方向性》

- ・民間医療機関、福祉施設、介護施設の設置、再開に向けて、調査及び支援を行います。また、介護予防・日常生活支援を進めるため、障がい者も含めた総合事業を構築します。
- ・帰町を見据え、社会福祉協議会が実施予定の訪問介護事業と、訪問介護等を担う人材の確保支援等を行います。特に、医療、福祉、介護に関わる人材の確保に向けては、就労支援と併せて職員の採用を検討します。

《これからの方針》

ア 医療・福祉施設の整備

- (ア) 避難指示の解除、除染、インフラ整備の進捗状況に合わせて、町内での医療・福祉環境のあり方について継続的に検討
- (イ) 町内医療機関・福祉施設等の生活環境を国、県、町が共同して整備
- (ウ) 町民が避難している場合の、町外における受入体制等の整備について、国、県への対応要請

イ 医療体制の構築

- (ア) 国立・県立病院等からの定期的な医師派遣スキームの確立を要望
- (イ) 地域の実情に合わせた町内診療所の運営
- (ウ) 県の地域医療計画等に沿った医療機関・体制整備の要望と、広域的な協力体制の確立
- (エ) 医療従事者の確保

ウ 介護・福祉体制の構築

- (ア) 町が目指す新しい介護・福祉サービスのあり方を検討するため、官民のメンバーから成る検討委員会を組成し、方向性を決定
- (イ) 民間の介護サービスや障がい福祉サービスの提供体制が整うまでのサポートセンターの整備
- (ウ) 民間の介護サービスの再生、新規整備の推進
- (エ) 社会福祉協議会の人材確保等積極的な運営への関与
- (オ) 地域住民や医療・福祉の関係機関が連携した介護・福祉サービス体制の構築
- (カ) 巡回訪問等による地域・高齢者同士で支え合う体制づくり
- (キ) 障がい福祉サービスの再生、新規整備の推進
- (ク) 障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくり

取組項目	H29				H30			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 全町民の放射線による健康被害の未然防止、健康不安の軽減								
ア 内部被ばく検査測定の継続実施								
(ア) 町内での県所有車載型ホールボディカウンターによる検査の継続要望	●	■ 繙続実施	→	●				
(イ) 仮設津島診療所（ホールボディ検査室）での検査の継続及び受検促進に向けた情報発信の継続	●	■ 仮設津島診療所で継続実施						
(ウ) 全国での受検体制の継続及び受検促進に向けた情報発信の継続	●	■ 受検体制・情報発信の継続実施						
イ 甲状腺検査の継続実施								
(ア) 県民健康調査による検査の推進	●	■ 繙続実施						
(イ) 町独自検査の実施（県検査の間の年に実施）	●	■ 繙続実施						
ウ 健康診断等の受診機会の確保及び検査項目の拡充								
(ア) 原発避難者特例法による乳幼児及び妊婦健診の推進	●	■ 特例法の状況に基づき実施						
(イ) 全国での受診体制の継続	●	■ 受診体制の継続						
(ウ) 白血球分画（白血病）検査の継続実施	●	■ 繙続実施						
エ 生涯にわたる健康管理のための手帳の運用								
(ア) 「浪江町健康管理手帳」の記帳啓発及び放射線に特化した別冊手帳作成等の検討	●	■ 健康管理手帳の内容検討・継続実施						
オ 専門家による健康管理相談機会の充実								
(ア) 専門機関と連携し、放射線防護に関する相談会の継続実施及び内容の情報発信	●	■ 専門機関との連携・情報発信の継続実施						
(イ) 放射線相談員制度等を活用した効果的な相談の実施	●	■ 繙続実施						
カ 医療費減免措置等の継続								
(ア) 医療費窓口負担の減免措置継続に向けた国への要請	●	■ 繙続要請	→	●				
(イ) 県の子ども医療費無料化事業の継続運営	●	■ 繙続運営を要望	→	●				
キ 放射線モニタリング、食品安全管理、放射線健康管理、医療体制、相談体制等の総合的な対策								
(ア) 放射線健康管理を推進するため、関係課等の放射線関連業務を一本化する等により施策管理を一元的に行う枠組の創設	●	■ 実施						

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									健康保険課	健康保険課
	県に継続要望							浪江町内への移設を検討	健康保険課	仮設津島診療所
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									ふるさと再生課 健康保険課 生活支援課	健康保険課

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(2)	放射線に対する理解の向上								
ア	全世帯への放射線量計の貸出しによる町民の放射線影響管理体制の構築								
(ア)	全世帯貸出しの線量計の継続運用及び適切な使用方法の継続周知	●	線量計運用・使用方法周知の継続実施						
(イ)	線量計の操作講習等の隨時実施	●	継続実施						
イ	帰町者等への個人積算線量計(D-シャトル)の貸出しによる町民の放射線相談体制の構築								
(ア)	帰町者等へ個人積算線量計(D-シャトル)の貸出し	●	継続実施						
(イ)	放射線相談体制の構築	●	継続実施						
ウ	放射線に対する科学的見解の周知（多様な見解を尊重）								
(ア)	放射線に関する解説本の配布	●	継続実施						
エ	児童・生徒及び子育て世代の放射線不安の軽減、正しい知識の獲得								
(ア)	学校教育と連携した放射線教育の継続	●	町立学校にて放射線に関する授業を実施						
(イ)	生涯学習出前講座を活用した放射線学習機会の創出	●	要望により実施						
オ	食品検査体制の充実								
(ア)	現在の食品検査の継続実施及び検査技術者の育成	●	検査体制の継続						
(イ)	帰町に合わせた食品検査体制の整備	●	非破壊式検査機器を導入						
(3)	健康維持の強化								
ア	健康指導体制の強化								
(ア)	保健師、看護師等の職員の採用	●	必要に応じ採用						
(イ)	医療機関等との連携協定締結の推進	●	継続実施						
(ウ)	大学等の支援による自立的健康づくりの推進	●	継続実施						
(エ)	健康増進のための健康診断の受診率向上の推進	●	継続実施						

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									生活支援課	健康保険課
									生活支援課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
イ	メンタルケアの継続的な実施、充実								
(ア)	社会福祉士、精神保健福祉士等の職員採用	●	必要に応じ採用						
(イ)	関係機関と連携した巡回訪問相談の継続	●	関係機関と協力し継続実施						
(ウ)	心の相談ダイヤル等相談窓口に関する情報提供	●	継続実施						
ウ	健康維持のための運動、食生活改善の機会の充実								
(ア)	サポートセンターを拠点とする介護予防事業等の継続	●	高齢者の集いの場の確保、運動の機会の創出						
(イ)	ボランティア団体等の協力による健康づくり事業の継続	●	関係機関と協力し継続実施						
(ウ)	健康づくりリーダーの育成（自立的健康づくりの推進）	●	関係機関と協力し継続実施						
(エ)	長く自立した生活が送れるよう、高齢者の健康づくりの支援	●	地域ケア会議の実施による困難ケースの対応や地域課題の検討 高齢者の実態把握と介護予防事業の実施						
(オ)	関係機関の支援による食生活改善を含めた自立的健康づくり機会の創出	●	関係機関と協力し継続実施						
エ	生きがいづくりによる健康で自立した文化的な生活の確保								
(ア)	自治会等コミュニティの設置推進	●	自治会への補助金等の支援						→
(イ)	自主的・自立的で多種多様な生きがいづくり活動の推進及び情報発信	●	準備・状況確認	→					
(ウ)	生きがいと仲間づくりのための具体的な取組について、社会教育行政の組織再編による具体的な生涯学習環境の検討・整備	●	準備・状況確認	→					
(エ)	生きがいづくり支援のプログラムに沿い、ふれあいセンター等の公営施設利用の是非を検討	●	準備・状況確認	→					
(オ)	スポーツ健康増進施設の整備	●	ニーズに応じた整備の実施						

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									健康保険課 介護福祉課	健康保険課 介護福祉課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									介護福祉課	介護福祉課
									健康保険課	健康保険課
									健康保険課	健康保険課
									介護福祉課	介護福祉課
									介護福祉課	介護福祉課
									介護福祉課	介護福祉課
									介護福祉課	介護福祉課
									生活支援課	生活支援課
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局 介護福祉課	教育委員会事務局 介護福祉課
									教育委員会事務局	教育委員会事務局

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(4) 医療・福祉環境の再生	ア 医療・福祉施設の整備								
	(ア) 避難指示の解除、除染、インフラ整備の進捗状況に合わせて、町内での医療・福祉環境のあり方について継続的に検討			●-----	継続的に検討				
	(イ) 町内医療機関・福祉施設等の生活環境を国、県、町が共同して整備			●-----	継続的に検討				
	(ウ) 町民が避難している場合の、町外における受入体制等の整備について、国、県への対応要請			●-----	継続要請				
	イ 医療体制の構築								
	(ア) 国立・県立病院等からの定期的な医師派遣スキームの確立を要望			●-----	継続要望				
	(イ) 地域の実情に合わせた町内診療所の運営			●-----	継続実施				
	(ウ) 県の地域医療計画等に沿った医療機関・体制整備の要望と、広域的な協力体制の確立			●-----	継続要望				
	(エ) 医療従事者の確保			●-----	県・国へ継続的に要望				
	ウ 介護・福祉体制の構築								
	(ア) 町が目指す新しい介護・福祉サービスのあり方を検討するため、官民のメンバーからなる検討委員会を組成し、方向性を決定			●-----	方向性の検討	●-----			
	(イ) 民間の介護サービスや障がい福祉サービスの提供体制が整うまでのサポートセンターの整備			●-----	サポートセンター事業の実施	●-----			
	(ウ) 民間の介護サービスの再生、新規整備の推進			●-----	国・県と協力し、民間事業再生の課題・支援策を検討・実施	●-----			

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									健康保険課 介護福祉課	健康保険課 介護福祉課
									健康保険課 介護福祉課	健康保険課 介護福祉課
									健康保険課 介護保険課	健康保険課 介護保険課
									仮設津島診療所	浪江診療所 健康保険課
									仮設津島診療所	浪江診療所
									仮設津島診療所	浪江診療所 健康保険課
									仮設津島診療所	浪江診療所 健康保険課
方針を各施策に反映・実施									介護福祉課	介護福祉課
民間介護サービスが可能な部分について は順次民間事業へ移行									介護福祉課	介護福祉課
									介護福祉課	介護福祉課

取組項目			H29				H30			
			4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(工) 社会福祉協議会の人材確保等積極的な運営への関与	(イ)	社会福祉協議会の人材確保等積極的な運営への関与					町職員の派遣を含む人材支援の実施			
	(オ)	地域住民や医療・福祉の関係機関が連携した介護・福祉サービス体制の構築					高齢者の入院・退院時の医療介護連携ルールの構築			
	(カ)	巡回訪問等による地域・高齢者同士で支え合う体制づくり					医師、及び医療系職種と介護系職種が連携する認知症初期集中支援チームの設置			
	(キ)	障がい福祉サービスの再生、新規整備の推進					地域で認知症の方や家族の支援や、支援機関の連携を図る認知症地域支援推進員を配置			
	(ク)	障がい者が地域で安心して暮らせる体制づくり					地域に入って地域活動を支援する生活支援コーディネーターの配置			
	(ハ)	地域の多様な主体による協議体の構築					地域の多様な主体による協議体の構築			
	(リ)	自立支援・基幹相談支援センターの立ち上げ					国・県と協力し、民間事業再生の課題・支援策を検討・実施			
	(メ)	ボランティアや企業・団体等との連携を強化し、地域の様々な主体が障がい者の活動を支える体制を検討・実施								

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
人材確保・育成への協議の実施、運営への意見や要請を実施									介護福祉課	介護福祉課
医療介護連携によるルールに基づく退院調整等により地域での生活継続を支援									介護福祉課	介護福祉課
認知症の早期診断と早期対応による地域での生活ができる限り長く続けられる支援の実施									介護福祉課	介護福祉課
認知症ケアパス等を検討・作成して、関係機関連携手法を確立するとともに認知症カツエ等を実施し、地域での生活継続を支援									介護福祉課	介護福祉課
地域団体や高齢者による多様な地域活動の支援・創出 地域や高齢者が参画する仕組みづくりの実施									介護福祉課	介護福祉課
地域の様々な主体が集い地域や高齢者同士での活動や課題への対応を協議									介護福祉課	介護福祉課
									介護福祉課	介護福祉課
									介護福祉課	介護福祉課

現状と課題

(1) 町民が自分の損害を正しく把握することが出来る仕組み

賠償の損害項目請求チェック表を作成し各世帯に配布しました。さらに、今後賠償に関するQ&Aを作成し配布する予定です。

今後も、町民が適切な賠償を受けられるように取組を継続する必要があります。

(2) 高齢、病気等による請求困難者の救済

75歳以上の単身者等に対し支援希望の意向調査を実施し、希望者には訪問等による請求支援を行っています。

対象年齢を拡大し75歳以下の請求困難者等への対策も必要な状況です。

(3) 効果的な要望活動の実施

精神的慰謝料の増額を求め、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）に対して集団申立てを行いました。原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）から和解案が示されましたが、東京電力は和解案を拒否しています。

東京電力に対しては、和解案の受諾を求め要求活動を行うとともに、賠償全般について適切に対応することを、継続的に要求しています。

国に対してはADR和解案の東京電力に対する指導強化及び賠償全般について、原子力損害賠償紛争審査会に対しては賠償基準関係及びADR和解案の東京電力の受諾関係について、原子力損害賠償紛争解決センターへはADR和解案の東京電力の受諾関係について等の要望を行いました。

しかし、いずれも明快な回答が少なく、個別対応といった回答が多くなっていることから、継続して要望する必要があります。

施策（取るべき対策）

(1) 町民が自分の損害を正しく把握することが出来る仕組み

《これまでの取組》

- ・賠償の損害項目請求チェック表を作成し各世帯に配布

《今後の取組の方向性》

- ・町民が適切な賠償を受けられるよう、それぞれが賠償されるべき損害を正しく把握できるようにするための取組を継続します。

《これからの中の取組》

ア 賠償に関する情報の提供と周知の徹底

(ア) 賠償に関する広報及び説明会の実施

(2) 高齢、病気等による請求困難者の救済

《これまでの取組》

- ・75歳以上の単身者等に対し支援希望の意向調査を実施し、希望者には訪問等による請求支援を実施

《今後の取組の方向性》

- ・請求支援の対象年齢を引き下げる等支援対象を拡大し、請求困難者のサポートを一層充実させます。

《これからの中の取組》

ア 未請求者に対する支援の実施

(ア) 請求困難者への請求支援

(3) 効果的な要望活動の実施

《これまでの取組》

- ・精神的慰謝料の増額を求め原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）に対して集団申立て
- ・東京電力に対する和解案の受諾及び適切な賠償の要求
- ・国に対しては、ADR 和解案の東京電力に対する指導強化及び賠償全般について要望
- ・原子力損害賠償紛争審査会に対しては、賠償基準関係及び ADR 和解案の東京電力の受諾関係について要望
- ・原子力損害賠償紛争解決センターへは、ADR 和解案の東京電力の受諾関係について要望

《今後の取組の方向性》

- ・状況が類似している近隣自治体とも連携し、効果的な要望活動を行います。
- ・弁護士有志による「浪江町支援弁護団」等の支援を受けながら、ADR 和解案の早期成立に向け、和解仲介手続を継続して行います。

《これからの取組》

ア 被害の実態を訴え適正な賠償を求める取組

- (ア) 原子力損害賠償紛争解決センターへ集団での申し立て

イ 内容に則した的確な要望活動の実施

- (ア) 町民の実情と必要性に応じた国、関係機関等への要望の継続

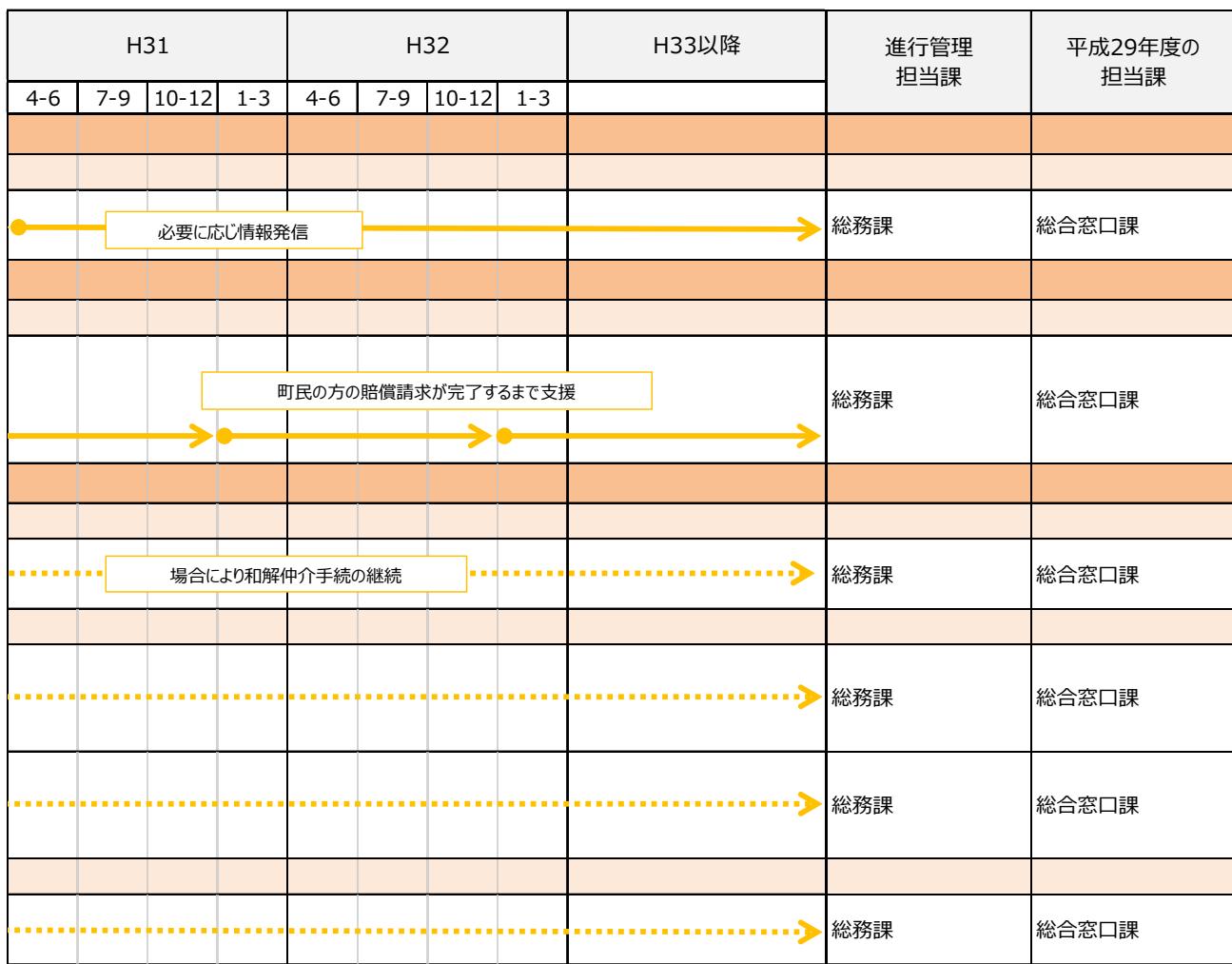
- (イ) 町民の実情と必要性に応じた東京電力への要求の継続

ウ 相双の市町村と連携

- (ア) 情報共有及び連携

取組項目	H29				H30			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 町民が自分の損害を正しく把握することが出来る仕組み								
ア 賠償に関する情報の提供と周知の徹底								
(ア) 賠償に関する広報及び説明会の実施					HP・広報紙による情報発信の強化、適宜説明会実施			
(2) 高齢、病気等による請求困難者の救済								
ア 未請求者に対する支援の実施								
(ア) 請求困難者への請求支援					アンケートをとり希望者へ訪問支援等の実施（年度毎に対象者拡充）			
(3) 効果的な要望活動の実施								
ア 被害の実態を訴え適正な賠償を求める取組								
(ア) 原子力損害賠償紛争解決センターへ集団での申し立て					和解仲介手続			
イ 内容に則した的確な要望活動の実施								
(ア) 町民の実情と必要性に応じた国、関係機関等への要望の継続					必要に応じ適時に要望活動（H29→商工業賠償を重点要望、H32→農林業賠償を重点要望）			
(イ) 町民の実情と必要性に応じた東京電力への要求の継続					必要に応じ適時に要望活動（H29→商工業賠償を重点要望、H32→農林業賠償を重点要望）			
ウ 相双の市町村と連携								
(ア) 情報共有及び連携					適宜情報共有・連携			

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する



現状と課題

(1) “絆”の維持に向けて共通する取組

県内の交流館にコミュニティ支援員、県外に復興支援員を配置し、絆の維持に取り組んできました。また、町民同士や支援団体が連絡先の情報を共有できる取組として、電話帳を作成し配布してきました。

“絆”的維持に向けて、情報共有や必要な支援を継続して行う必要があります。

(2) 町民のこころをつなぐ取組の強化

町民のこころをつなぐ取組として、県内外で交流会や、県のコミュニティ交流員による復興公営住宅を中心とした町民及び地元住民との共存共栄のための交流支援、広報なみえへの「浪江のこころ通信」掲載等を行っています。また、特例宿泊及び準備宿泊も開始されたことで、ふるさとの交流も生まれてきました。

今後は、県内外の交流の取組を継続するとともに、先行事例からの効果的な交流機会の創出を図る必要があります。

(3) ふるさとに接する機会の創出

一時立ち入り時の休憩施設（貴布祢）を整備しました。また、特例宿泊及び準備宿泊も開始され、帰還支援一時宿泊所として町が借り上げた「ホテルなみえ」の営業が再開し、「いこいの村なみえ」も営業再開の方向で調整中です。

今後も、一時滞在施設や仮設商業施設等を継続するとともに、交流・情報発信拠点の整備や、町内での交流を促進し、ふるさとに接する機会を創出する必要があります。

(4) 町の行政区活動の促進・支援

行政区の活動は行政区が独自で行っていますが、町では、集まる際の会場として交流館及び役場の会議室の貸出しを行っています。また、行政区の運営にも、町が補助金を出して支援しています。

しかし、避難指示解除後に行政区へ何名戻るのかわからない等、行政区運営が厳しくなることが想定されることから、今後の行政区のあり方について検討が必要な状況です。

施策（取るべき対策）

(1) “絆”の維持に向けて共通する取組

《これまでの取組》

- ・電話帳の作成と配布
- ・絆維持のための費用の確保
- ・県内の交流館にコミュニティ支援員、県外に復興支援員を配置

《今後の取組の方向性》

- ・これまでの活動の更なる発展につながるよう、県内外での交流会を継続するとともに、情報提供や実施体制面で必要な支援を継続します。

《これからの方針》

ア 絆の維持のために必要な費用を確保する取組

- (ア) 各種助成制度のデータベース化及び紹介、手続きの指導

イ 絆の維持のために必要な実施体制づくり

- (ア) 居住地での絆づくりに尽力している組織や個人への支援
- (イ) 居住地で絆づくりを行う復興支援員等の配置と支援業務実施

ウ 町民同士や支援団体が連絡先情報を共有できる取組

- (ア) 個人や企業の連絡先を記載した「電話帳」の作成

(2) 町民のこころをつなぐ取組の強化

《これまでの取組》

- ・広報なみえに「浪江のこころ通信」を掲載
- ・復興のつどいを開催
- ・県内では、3市に交流館を設置しコミュニティ支援員を配置し、交流会を実施
- ・県外では7拠点に復興支援員を配置し、交流会、戸別訪問、情報発信を実施
- ・自治会長会議や復興支援員会議を開催し情報を共有
- ・自治会運営補助金、交流活動補助金等各種補助金で資金面を支援
- ・広報なみえやホームページ、タブレット等で町からの情報、町民同士の情報を発信

《今後の取組の方向性》

- ・県内外での交流会を継続し、町民同士の絆の維持を図るとともに、居住先の住民との交流を図り、お互いを知ることで居住先での安心した生活につなげます。

《これからの方針》

ア 町民の心をつなぐ取組

(ア) 「浪江のこころ通信」の発行

イ あらゆる方が参加しやすい交流の場づくりに関する取組

(ア) 県内外各地での交流会の開催

(イ) 仮設住宅・復興公営住宅・借上げ住宅・自力再建住宅等のコミュニティ間での交流の場の創出

(ウ) 農業や生涯学習、生きがいづくり等、多様なメニューの交流会の開催

(エ) 居住先のNPO等や住民等と連携した交流会の開催等によるネットワークづくり

(オ) 町主催の各種スポーツ大会の実施による交流機会の創出

(カ) 町外の方との交流の先行例の集約・整理と活用の検討

(3) ふるさとに接する機会の創出

《これまでの取組》

- ・休憩施設（貴布祢）の整備
- ・一時宿泊所として町が借り上げた「ホテルなみえ」の営業開始
- ・「交流・情報発信拠点」の基本計画を策定

《今後の取組の方向性》

- ・一時滞在施設等の利用促進と、交流・情報発信拠点の整備を進めます。
- ・いつでもふるさとに気軽に立ち寄れる・来たくなる各種イベントを開催することで、ふるさとに接する機会を創出します。

《これからの中の取組》

ア ふるさとの交流の促進

- (ア) 町内外の町民をつなぐ交流イベントの積極的な開催推進
- (イ) 交流・情報発信拠点等を活用した、町民の交流の場の創出
- (ウ) 各種団体と連携した各種イベント等、若者が集う機会の創出

イ 町内での交流の場の確保

- (ア) 交流の場の整備・確保（「交流・情報発信拠点」や既存公共施設、集会所等の活用等）

ウ 生涯にわたる町民と町の絆の維持に向けた取組

- (ア) 復興祈念式典等の検討
- (イ) 町との絆を維持できる方策の検討

エ ふるさとの情報発信

- (ア) 情報端末や広報誌等を活用した復興の見える化の推進

オ 宿泊型帰宅ができる環境整備

- (ア) いこいの村なみえを活用した一時滞在施設の整備
- (イ) 公営一時滞在施設の継続実施と、民間宿泊施設等の状況に合わせた体制検討

(4) 町の行政区活動の促進・支援

《これまでの取組》

- ・行政区活動は行政区が独自に実施
- ・行政区が集まる際には、交流館、役場会議室を貸出し
- ・行政区の活動や必要な経費への支援

《今後の取組の方向性》

- ・今後の行政区活動のあり方については、まずは行政区内の町民主体での協議を重視するとともに、行政区で集まれる場所の確保及び提供を行います。

《これからの中の取組》

ア 行政区活動の継続に向けた支援と検討

(ア) 行政区の活動の継続に必要な支援

(イ) 行政区のあり方についての町民を主体とした検討

イ 行政区単位での活動再開への支援

(ア) 行政区ごとに集まれる場所の確保

ウ 県外、県内のコミュニティのつながり維持への取組

(ア) 交流館や復興支援員の活動拠点等集まることのできる場所の提供

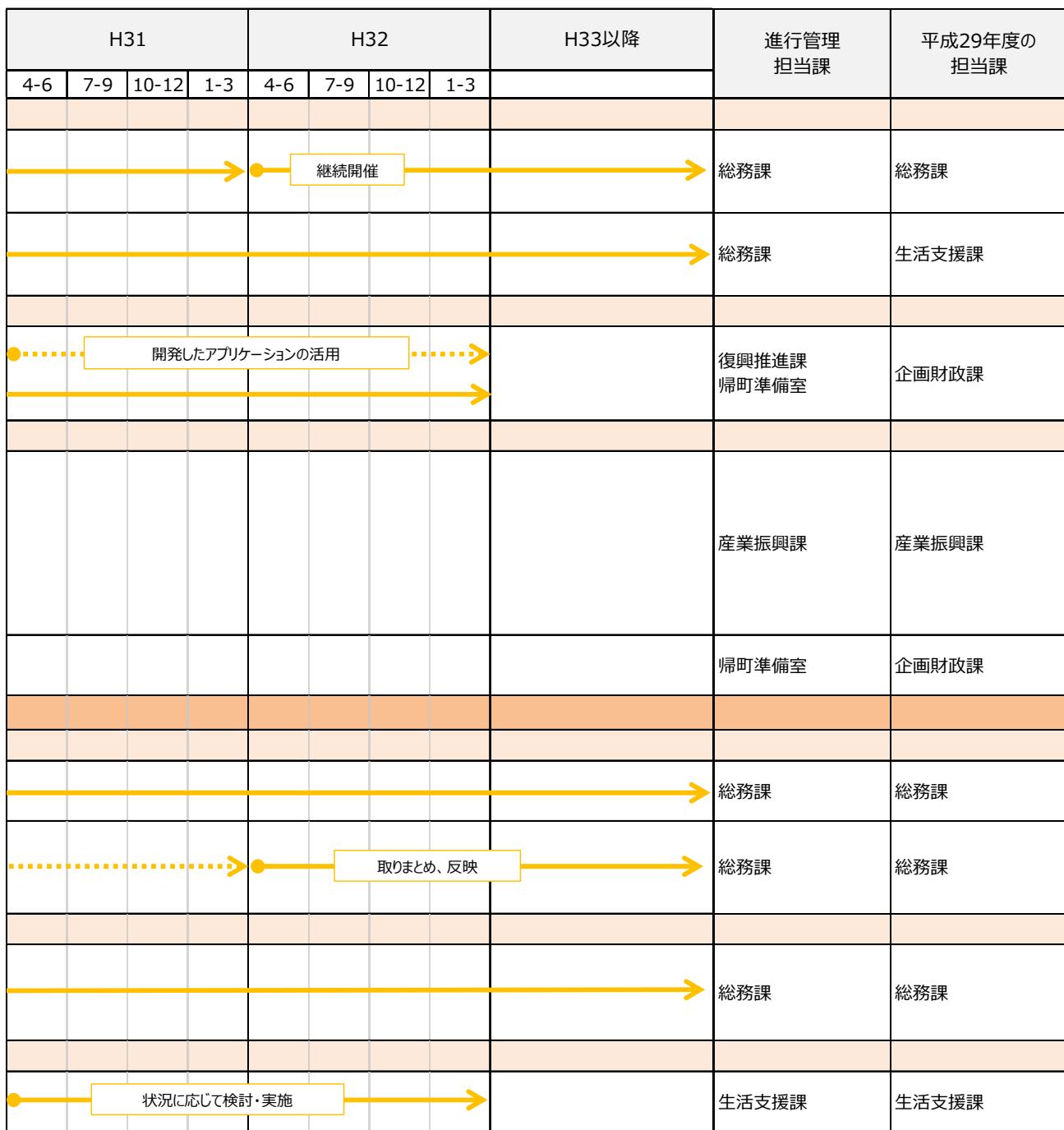
取組項目	H29				H30			
	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) “絆”の維持に向けて共通する取組								
ア 絆の維持のために必要な費用を確保する取組								
(ア) 各種助成制度のデータベース化及び紹介、手続きの指導					助成制度の調査・データ化 利用希望者支援の実施			
イ 絆の維持のために必要な実施体制づくり								
(ア) 居住地での絆づくりに尽力している組織や個人への支援					検討・調整			
(イ) 居住地で絆づくりを行う復興支援員等の配置と支援業務実施					継続実施			
ウ 町民同士や支援団体が連絡先情報を共有できる取組								
(ア) 個人や企業の連絡先を記載した「電話帳」の作成					状況に応じて更新			
(2) 町民のこころをつなぐ取組の強化								
ア 町民の心をつなぐ取組								
(ア) 「浪江のこころ通信」の発行					発行			
イ あらゆる方が参加しやすい交流の場づくりに関する取組								
(ア) 県内外各地での交流会の開催					町民の参加状況から開催地や回数を検討・実施			
(イ) 仮設住宅・復興公営住宅・借上げ住宅・自力再建住宅等のコミュニティ間での交流の場の創出					県及び居住先自治体と協力しながら交流の場を創出			
(ウ) 農業や生涯学習、生きがいづくり等、多様なメニューの交流会の開催					ニーズに応じた事業実施			
(エ) 居住先のNPO等や住民等と連携した交流会の開催等によるネットワークづくり					県・居住先自治体と協力しながら交流の場を創出			
(オ) 町主催の各種スポーツ大会の実施による交流機会の創出					継続実施・内容検討			
(カ) 町外の方との交流の先行例の集約・整理と活用の検討					県・居住先自治体・先行自治会と検討			
(3) ふるさと接する機会の創出								
ア ふるさとの交流の促進								
(ア) 町内外の町民をつなぐ交流イベントの積極的な開催推進					まち・なみ・まるしえでの 毎月第2土・日のイベント開催			
(イ) 交流・情報発信拠点等を活用した、町民の交流の場の創出					内容検討・実施			
(ウ) 各種団体と連携した各種イベント等、若者が集う機会の創出					計画・整備			
イ 町内での交流の場の確保								
(ア) 交流の場の整備・確保（「交流・情報発信拠点」や既存公共施設、集会所等の活用等）					計画・検討		交流の場の提供の継続	

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

H31				H32				H33以降		進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3				
●	状況に応じて検討・実施									生活支援課	生活支援課
●	状況に応じて検討・実施									生活支援課	生活支援課
●	状況に応じて検討・実施									生活支援課	生活支援課
●	内容検討・状況に応じて実施									復興推進課	企画財政課
●	状況に応じて検討・実施									生活支援課	生活支援課
●	状況に応じて検討・実施									生活支援課	生活支援課
●	状況に応じて検討・実施									教育委員会事務局	教育委員会事務局 生活支援課
●	状況に応じて検討・実施									生活支援課	生活支援課
●	状況に応じて検討・実施									教育委員会事務局	教育委員会事務局
●	内容検討・実施									生活支援課	生活支援課
●	内容検討・実施									産業振興課	産業振興課
●	内容検討・実施									まちづくり整備課	まちづくり整備課 産業振興課
●	交流の場の提供の継続									まちづくり整備課	まちづくり整備課 産業振興課
●	交流の場の提供の継続									生活支援課	生活支援課
●	交流の場の提供の継続									帰町準備室 まちづくり整備課 産業振興課	まちづくり整備課 産業振興課

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
ウ	生涯にわたる町民と町の絆の維持に向けた取組								
	(ア) 復興祈念式典等の検討					復興記念公園での式典等の開催を 関係機関と模索・調整			
エ	(イ) 町との絆を維持できる方策の検討					タブレット、交流会、その他の方策を 検討し随時実施			
	ふるさとの情報発信								
(ア)	情報端末や広報誌等を活用した復興の見える化の推進					タブレット端末の活用			
						広報なみえの活用			
オ	宿泊型帰宅ができる環境整備								
	(ア) いこいの村なみえを活用した一時滞在施設の整備					コテージ整備 → 大浴場整備	宿 泊 開 始		
(イ)	公営一時滞在施設の継続実施と、民間宿泊施設等の 状況に合わせた体制検討					ホテルなみえ運用		※ホテルなみえはH29年度で公設 一時宿泊施設としては終了予定	
	(4) 町の行政区活動の促進・支援								
ア	行政区活動の継続に向けた支援と検討								
	(ア) 行政区の活動の継続に必要な支援					活動補助金等の継続、拡充の検討			
イ	(イ) 行政区のあり方についての町民を主体とした検討					行政区への説明、 検討依頼	→	各行政区が 主体となり検討	
	イ 行政区単位での活動再開への支援								
ア	(ア) 行政区ごとに集まる場所の確保					建築、修繕補助金 の拡充検討	→	継続運用	
	ウ 県外、県内のコミュニティのつながり維持への取組								
(ア)	交流館や復興支援員の活動拠点等集まることのできる 場所の提供					継続実施			

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する



現状と課題

(1) 子どもたちの絆や、ふるさととのつながりの維持

小中学校交流事業の実施や、子どもたちのつながりを保つための学校だよりの継続発行、学校情報のホームページへの掲出、小学校校歌の記録と保存を実施しています。また、ふるさとを学ぶ機会として、仮設小中学校でのふるさとなみえ科の授業を継続しています。

小中学校の交流事業では、避難の長期化に伴う子ども同士の関係性の希薄化から、参加者が少なくなっており、事業の見直しが必要です。

(2) 子どもたちへの学習支援、学習環境の充実

再開校の校舎内外のモニタリングを実施し、ホームページで情報発信をしています。また、スクールバス運行による通学支援やスクールカウンセラーの設置をしました。また、就学援助費助成や就園奨励費、遠距離通学費助成の支給条件緩和を実施しています。

町内での学校再開に向け、町内小中学校のモニタリング強化と徹底した除染を実施しています。また、小中学校校長準備会を月1回開催し、再開校のあり方、体制の検討等を進めています。

将来を担う子どもたちのために、町の歴史や文化、防災教育等様々な体験や学びの場の提供が必要となっています。

(3) 社会教育機会の提供

仮設住宅等では、同じ趣味の方々が集まる等、交流を図りながらコミュニティの形成も図ってきました。また、町内で行われてきたソフトボールやパークゴルフ・グラウンドゴルフ等を避難先で開催し、多くの町民が参加しています。一方、町内では、地域スポーツセンターの運用が始まり、スポーツを通じた健康づくりが進められる環境になってきました。

町内においても、生涯学習を通した交流による新たなコミュニティ形成を図る必要があり、生涯学習事業を行うための場づくり等の検討、既存の運動場の復旧やパークゴルフ場の整備等の検討が必要です。

施策（取るべき対策）

(1) 子どもたちの絆や、ふるさとのつながりの維持

《これまでの取組》

- ・仮設住宅でのNPOによる学習支援
- ・再会の場づくりとしての小中学校交流事業の実施
- ・学校だよりの発行や学校情報のホームページへの掲載
- ・小学校の校歌の記録と保存事業の実施
- ・仮設小中学校でのふるさとなみえ科の授業の実施

《今後の取組の方向性》

- ・子どもたちの絆を保つため、集まる機会の創出や絆やつながりを保つ仕組みを強化し、さらには町の歴史や文化を次世代につなぐための活動を継続します。

《これからの中の取組》

ア 子どもたちの集まる機会の創出

- (ア) 大学、NPOとの連携による学習や遊びの場づくりの継続、拡大
- (イ) 町、学校、PTAが参画した子どもたちの再会の場づくり
- (ウ) 県内宿泊施設と提携した再会の場づくりの支援
- (エ) 公民館活動等を利用した再会の場づくり

イ 絆やつながりを保つ仕組みの強化

- (ア) 子どもたちの心情に配慮したアンケート実施によるニーズの把握
- (イ) 学校だよりの継続的発行及びホームページでの学校情報発信
- (ウ) 小学校校歌の記録、保存事業（校歌がつなぐふくしま再生への思い）への参画（順次中学校へ拡大）
- (エ) 将来の再会イベント、成人式等に活用するための就学者名簿の維持管理
- (オ) 住民票を移さなくても居住先の自治体から成人式等の通知が来るよう要請（子どもたちの選択肢を確保するための措置）

ウ 再開した町立学校でのふるさとを学ぶ機会の充実

- (ア) ふるさとの伝統文化や復興事業への参加等、町ならではの特色あるカリキュラムの導入・実施
- (イ) 再開した町立学校での取組を広く発信

(2) 子どもたちへの学習支援、学習環境の充実

《これまでの取組》

- ・避難先再開校でのモニタリングの実施、情報発信
- ・スクールバス運行による通学支援
- ・スクールカウンセラーの配置
- ・就学援助費助成、就園奨励費、遠距離通学費助成の支給条件緩和
- ・町内での学校再開に向けて、町内小中学校のモニタリング強化と徹底した除染の実施
- ・町内での学校再開に向けて、小中学校校長準備会を月1回開催し体制の検討を実施
- ・現浪江東中学校校舎に小学校・中学校の併設整備を決定
- ・現浪江東中学校敷地内に認定こども園の整備を決定

《今後の取組の方向性》

- ・町内での学校再開に向けた準備を進めるとともに、学校の今後のあり方について検討を行います。

《これからの方針》

ア 二本松市の再開小中学校での学習環境の改善

- (ア) 校舎内外のモニタリング、ホームページでの情報発信による教育環境の安全性の担保
- (イ) スクールバス運行事業による通学支援の継続
- (ウ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による心のケアの強化
- (エ) 二本松市の再開小中学校のあり方の検討

イ 教育支援制度の拡充

- (ア) 就学援助費助成の継続
- (イ) 就園奨励費助成の継続
- (ウ) 県外避難者等にも対応した通学費助成制度の継続
- (エ) 各種支援制度の情報発信と相談受付体制の強化
- (オ) 幼稚園、高校、大学等も含めた教育支援の国県への要望
- (カ) NPO、学習支援ボランティア等による学習支援の継続及び拡充

ウ ふるさとの教育環境の再生

- (ア) アンケート調査等による子どもたちや保護者のニーズの把握
- (イ) ニーズを踏まえた望ましい教育環境や教育施設の検討・整備
- (ウ) 小中学校の再開校におけるモニタリング強化と徹底した除染の実施
- (エ) 休校中の小中学校等の教育施設の維持管理と必要に応じた復旧・整備
- (オ) 現浪江東中学校校舎で小中併設校の学校教育等再開
- (カ) 教育施設における緊急時の安全対策の検討及び徹底

エ 体験から学ぶ場の創出

- (ア) さまざまな交流機会の創出による子どもたちの豊かな心の醸成

(3) 社会教育機会の提供

《これまでの取組》

- ・生きがいと絆づくり、仲間づくりのための仮設住宅での交流
- ・ソフトボール大会やパークゴルフ大会、グラウンドゴルフ大会等の実施

《今後の取組の方向性》

- ・交流機会の創出のため町民の生涯学習活動の充実を図ります。また、町民の健康増進、絆づくりのためスポーツに親しむ環境の充実を図ります。

《これからの中長期的な取組》

ア 生涯学習の充実

- (ア) 生きがいと仲間づくりのための具体的な取組について、社会教育行政の組織再編による具体的な生涯学習環境の検討・整備
- (イ) 趣味や新たな産業を活用した生涯教育を通じた生きがいづくりの推進
- (ウ) 図書館『浪江 in 福島ライブラリーきぼう』の活用（福島市笹谷）

イ 生涯スポーツの充実

- (ア) 地域スポーツセンター活用の充実
- (イ) スポーツによる体力の向上や健康づくりの推進
- (ウ) 既存の事業の町内実施や新規イベントの創出
- (エ) 町内の野球場や運動場等の復旧

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 子どもたちの絆や、ふるさとのつながりの維持									
ア 子どもたちの集まる機会の創出									
(ア) 大学、NPOとの連携による学習や遊びの場づくりの継続、拡大				ニーズに応じた支援の実施					
(イ) 町、学校、PTAが参画した子どもたちの再会の場づくり				ニーズに応じた支援の実施					
(ウ) 県内宿泊施設と提携した再会の場づくりの支援				ニーズに応じた支援の実施					
(エ) 公民館活動等を利用した再会の場づくり				ニーズに応じた支援の実施					
イ 絆やつながりを保つ仕組みの強化									
(ア) 子どもたちの心情に配慮したアンケート実施によるニーズの把握			必要に応じて実施を検討						
(イ) 学校だよりの継続的発行及びホームページでの学校情報発信			継続実施						
(ウ) 小学校校歌の記録、保存事業 (校歌がつなぐふくしま再生への思い)への参画 (順次中学校へ拡大)			継続実施						
(エ) 将来の再会イベント、成人式等に活用するための就学者名簿の維持管理			継続実施						
(オ) 住民票を移さなくても居住先の自治体から成人式等の通知が来るよう要請 (子どもたちの選択肢を確保するための措置)			必要に応じて要請						
ウ 再開した町立学校でのふるさとを学ぶ機会の充実									
(ア) ふるさとの伝統文化や復興事業への参加等、町ならではの特色あるカリキュラムの導入・実施			内容検討・継続実施						
(イ) 再開した町立学校での取組を広く発信			HP等を通じて発信						
(2) 子どもたちへの学習支援、学習環境の充実									
ア 二本松市の再開小中学校での学習環境の改善									
(ア) 校舎内外のモニタリング、ホームページでの情報発信による教育環境の安全性の担保			学校再開時期に合わせ、学校内外のモニタリングを実施						
(イ) スクールバス運行事業による通学支援の継続			避難先再開校及び町内再開校の生徒の状況もふまえ見直しもあり						
(ウ) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置による心のケアの強化			継続実施						
(エ) 二本松市の再開小中学校のあり方の検討			検討委員会での検討						
イ 教育支援制度の拡充									
(ア) 就学援助費助成の継続			継続実施						
(イ) 就園奨励費助成の継続			継続実施						

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局

取組項目			H29				H30			
			4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(ウ) 県外避難者等にも対応した通学費助成制度の継続	(ウ)	県外避難者等にも対応した通学費助成制度の継続	ニーズに応じた実施							
	(イ)	各種支援制度の情報発信と相談受付体制の強化	HP、広報を利用し発信							
	(オ)	幼稚園、高校、大学等も含めた教育支援の国県への要望	必要に応じて支援を要望							
	(カ)	NPO、学習支援ボランティア等による学習支援の継続及び拡充	帰還後の児童・生徒の状況から学習支援を検討							
ウ	ふるさとの教育環境の再生									
	(ア)	アンケート調査等による子どもたちや保護者のニーズの把握	再開に向けたアンケート実施							
	(イ)	ニーズを踏まえた望ましい教育環境や教育施設の検討・整備	学校施設の検討・整備							
	(ウ)	小中学校の再開校におけるモニタリング強化と徹底した除染の実施	モニタリングの実施・必要に応じた除染の要請							
	(エ)	休校中の小中学校等の教育施設の維持管理と必要に応じた復旧・整備	休校中の維持管理							
	(オ)	現浪江東中学校校舎で小中併設校の学校教育等再開	校舎改修工事							
	(カ)	教育施設における緊急時の安全対策の検討及び徹底	学校施設の検討・整備							
エ	体験から学ぶ場の創出									
	(ア)	さまざまな交流機会の創出による子どもたちの豊かな心の醸成	ふるさと学習等を継続							
(3)	社会教育機会の提供									
ア	生涯学習の充実									
	(ア)	生きがいと仲間づくりのための具体的な取組について、社会教育行政の組織再編による具体的な生涯学習環境の検討・整備	準備・状況確認							
	(イ)	趣味や新たな産業を活用した生涯教育を通じた生きがいづくりの推進	準備・状況確認							
	(ウ)	図書館『浪江in福島ライブラリーきぼう』の活用(福島市笹谷)	状況確認							
イ	生涯スポーツの充実									
	(ア)	地域スポーツセンター活用の充実	継続運用							
	(イ)	スポーツによる体力の向上や健康づくりの推進	準備・状況確認							
	(ウ)	既存の事業の町内実施や新規イベントの創出	準備・状況確認							
	(エ)	町内の野球場や運動場等の復旧	準備・状況確認							

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

H31				H32				H33以降	進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3			
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
意向調査（就学児健康診断）実施									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	住民課
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
帰還後の状況から検討・実施									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局
									教育委員会事務局	教育委員会事務局

現状と課題

(1) 伝統文化の維持、保存、継承

有形文化財の被害調査を一部実施し、伝統芸能（無形民俗文化財）の現況調査は全体調査を終了しています。また、指定有形文化財の保存・修復も一部実施し、未指定有形文化財の保存・修復については町担当課で現状把握と物品を確認しています。記録映像作成は、5団体が実施しました。

帰還困難区域における文化財等の被害状況調査が未実施であり、対応が必要となっています。

(2) 文化に触れる機会の創出

二本松市で開催している「十日市」や「3.11 復興のつどい」で町の伝統文化や伝統芸能を披露しています。

今後も、伝統文化や伝統芸能に触れる機会の継続が必要です。

施策（取るべき対策）

(1) 伝統文化の維持、保存、継承

《これまでの取組》

- ・有形文化財の被害調査の実施
- ・伝統芸能（無形民俗文化財）の現況調査の実施
- ・指定有形文化財の保存や修復の実施
- ・未指定有形文化財の現状把握と物品を確認
- ・記録映像作成の実施

《今後の取組の方向性》

- ・有形文化財の被害調査の継続と保存・修復の実施、及び町としての文化財に対する方向性の検討の実施、伝統芸能の伝承の支援を行います。

《これからの方針》

ア 文化財や伝統芸能の現状の把握

- (ア) 有形文化財の被害調査
- (イ) 伝統芸能（無形民俗文化財）の現況調査
- (ウ) 文化財、伝統芸能関連の相談窓口の設置等による相談体制の強化

イ 文化財の保存・活用

- (ア) 所有者、管理者と連携協力した指定有形文化財の保存、修復の実施
- (イ) 所有者、管理者と連携協力した未指定有形文化財の保存、修復の実施
- (ウ) 文化財等の保管の検討、実施
- (エ) 所有者、管理者の日常の維持管理、確実な保存を図るための指定文化財管理謝金制度（仮）の創出
- (オ) 文化財活用の方向性の検討

ウ 伝統芸能の伝承支援

- (ア) 伝承用の記録映像作成
- (イ) 披露の機会の創出
- (ウ) 伝統芸能の担い手への活動支援の実施（練習や稽古、披露に係る交通費の助成、場所の確保等）
- (エ) 浪江町芸術文化団体連絡協議会の再開による活動支援の強化
- (オ) 民間財団、国、県等の補助制度の活用継続
- (カ) 伝統芸能の活動状況、支援状況についての情報発信の強化

(2) 文化に触れる機会の創出

《これまでの取組》

- ・伝統文化や伝統芸能の発表の場の確保
- ・伝統文化に触れる機会の創出

《今後の取組の方向性》

- ・伝統文化や伝統芸能の発表及び披露の場の確保と、伝統文化に触れる機会を創出します。

《これからの中の取組》

ア 伝統文化や伝統芸能の発表、披露の場の確保

- (ア) 芸能保存会等も参画した浪江町芸能祭の実施
- (イ) 浪江町芸術文化団体連絡協議会の再開と活動支援及び発表会、展示会等の実施

イ 発表、披露の場だけにとどまらない伝統文化に触れる機会の創出

- (ア) 映像等の発信による伝統文化に触れる機会の拡充
- (イ) 伝統文化や伝統芸能のアーカイブ化と閲覧環境の整備

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 伝統文化の維持、保存、継承									
ア 文化財や伝統芸能の現状の把握									
(ア) 有形文化財の被害調査		●	→	継続実施		→			
(イ) 伝統芸能（無形民俗文化財）の現況調査		●	→	継続実施		→			
(ウ) 文化財、伝統芸能関連の相談窓口の設置等による相談体制の強化		●	→	継続実施		→			
イ 文化財の保存・活用									
(ア) 所有者、管理者と連携協力した指定有形文化財の保存、修復の実施		●	→	継続実施		→			
(イ) 所有者、管理者と連携協力した未指定有形文化財の保存、修復の実施						●	→	継続実施	
(ウ) 文化財等の保管の検討、実施		●	→	継続実施		→			
(エ) 所有者、管理者の日常の維持管理、確実な保存を図るための指定文化財管理謝金制度（仮）の創出		●	→	検討・協議		→	●	→	
(オ) 文化財活用の方向性の検討		●	→	検討・協議		→			
ウ 伝統芸能の伝承支援									
(ア) 伝承用の記録映像作成		●	→	継続実施		→			
(イ) 披露の機会の創出		●	→	継続実施		→			
(ウ) 伝統芸能の担い手への活動支援の実施 (練習や稽古、披露に係る交通費の助成、場所の確保等)		●	→	継続実施		→			
(エ) 浪江町芸術文化団体連絡協議会の再開による活動支援の強化		●	→	継続実施		→			
(オ) 民間財団、国、県等の補助制度の活用継続		●	→	継続実施		→			
(カ) 伝統芸能の活動状況、支援状況についての情報発信の強化		●	→	継続実施		→			
(2) 文化に触れる機会の創出									
ア 伝統文化や伝統芸能の発表、披露の場の確保									
(ア) 芸能保存会等も参画した浪江町芸能祭の実施		●	→	継続実施		→			
(イ) 浪江町芸術文化団体連絡協議会の再開と活動支援及び発表会、展示会等の実施		●	→	準備・実施		→			
イ 発表、披露の場だけにとどまらない伝統文化に触れる機会の創出									
(ア) 映像等の発信による伝統文化に触れる機会の拡充		●	→	継続実施		→			
(イ) 伝統文化や伝統芸能のアーカイブ化と閲覧環境の整備		●	→	検討・協議		→	●	→	

**施策
6**

安心できる生活環境の確保

現状と課題

(1) 居住環境の改善及び生活支援

仮設住宅の老朽化等から、住環境の改善を図るため、主に福島県営による復興公営住宅の整備を進めながら入居募集を行いました。

今後も、仮設住宅、借上住宅、復興公営住宅、自力再建等さまざまな居住環境に対応した支援や孤立防止のための取組が必要となります。

(2) 居住地にとらわれない行政サービスの提供

行政サービスについては、町に関する各種手続きの利便性の向上を図りました。

帰還開始後等も、避難状況に応じた町外での行政サービスの継続を図る必要があります。

(3) 原発避難者特例法の継続・拡充

原発被災者特例法が制定され、受入先自治体による行政サービスの実施が図られました。

今後も、継続されるとともに、不可欠なサービスを拡充していく必要があります。

(4) 町外での生活における不安の解消

町外での生活不安の解消のために、町民間の絆をつなぐ高速道路の無料化等の被災者支援制度が実施され、生活再建に向けた情報提供、町民を多く受け入れている自治体との協議等も実施されました。

避難指示解除後も支援が必要であることから、継続を求める必要があります。

施策（取るべき対策）

(1) 居住環境の改善及び生活支援

《これまでの取組》

- ・仮設住宅では、修繕や追加工事、空き部屋の倉庫利用、町バス等による支援を実施
- ・借上住宅では、入居期限や住替え等の緩和や柔軟な対応を国及び県に要請
- ・県の復興公営住宅募集情報の周知
- ・自力再建時の支援施策の情報提供
- ・孤立防止対策として、県内3カ所に交流館を整備しコミュニティ支援員を配置、県外では復興支援員による交流会を実施

《今後の取組の方向性》

- ・仮設住宅の集約化を含めた見直しを進めるとともに、町民の孤立防止対策を強化します。

《これからの中の取組》

ア 居住環境の改善

- (ア) 仮設住宅の段階的解消と移転相談
- (イ) 復興公営住宅の情報提供と避難指示解除後の入居要件等の柔軟な運用の要望
- (ウ) 自力再建住宅への補助等の情報提供

イ 生活支援

- (ア) 孤立防止対策のための見守り
- (イ) 復興支援員等による相談窓口の継続と情報共有

(2) 居住地にとらわれない行政サービスの提供

《これまでの取組》

- ・出張所の配置
- ・町税の納入について、コンビニ納付や口座振替を導入

《今後の取組の方向性》

- ・町への帰還が進む過渡期において、町内外それぞれに必要な行政サービスを整理し、効率的にサービスを提供していきます。

《これからの中の取組》

ア 各種手続きの利便性の向上

- (ア) 窓口に来なくても受けられる行政サービスの継続
- (イ) 避難状況に合わせた窓口機能等の行政サービスの検討

(3) 原発避難者特例法の継続・拡充

《これまでの取組》

- ・原発避難者特例法により、特例事務（医療介護関係、教育関係）は受入自治体でサービスを提供（特例事務以外は、各自治体の裁量で実施）
- ・町は、避難先で公共施設の利用、生涯学習への参加、防災、防犯等の支援を受けられるよう各自治体に要請

《今後の取組の方向性》

- ・原発避難者特例法の継続、拡充を引き続き要請します。

《これからの中の取組》

ア 原発避難者特例法の継続・拡充の要請

- (ア) 居住先での生活に支障のないよう制度の継続・拡充を要請

(4) 町外での生活における不安の解消

《これまでの取組》

- ・高速道路無料化、医療費窓口負担減免を継続実施
- ・浪江町に住民票がある方は、税減免を実施
- ・生活再建は、基本的な行政サービスは転入先自治体で受けられるため、情報提供を実施

《今後の取組の方向性》

- ・被災者支援制度の継続要請や生活支援策の継続と情報提供を引き続き実施します。

《これからの中の取組》

ア 被災者支援制度の継続と拡充の要請

- (ア) 高速道路無料化の継続を要請
- (イ) 医療費窓口負担の減免の継続を要請
- (ウ) 税の救済制度の継続を要請

イ 継続した生活再建支援の提供

- (ア) 支援制度に関する情報の提供
- (イ) 受入自治体との協力体制の継続

取組項目		H29				H30			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
(1) 居住環境の改善及び生活支援									
ア 居住環境の改善									
(ア) 仮設住宅の段階的解消と移転相談					県・設置自治体と協議し 段階的解消の実施				
(イ) 復興公営住宅の情報提供と避難指示解除後の 入居要件等の柔軟な運用の要望					避難指示解除後の 要件緩和を要望				
(ウ) 自力再建住宅への補助等の情報提供					窓口での相談体制の継続				
イ 生活支援									
(ア) 孤立防止対策のための見守り					必要に応じた訪問と民間事業の利用促進				
(イ) 復興支援員等による相談窓口の継続と情報共有					継続実施				
(2) 居住地にとらわれない行政サービスの提供									
ア 各種手続きの利便性の向上									
(ア) 窓口に来なくても受けられる行政サービスの継続					継続実施（随時見直し）				
(イ) 避難状況に合わせた窓口機能等の行政サービスの検討					継続実施（随時見直し）				
(3) 原発避難者特例法の継続・拡充									
ア 原発避難者特例法の継続・拡充の要請									
(ア) 居住先での生活に支障のないよう制度の継続・拡充を 要請					関係機関と協議・継続要請				
(4) 町外での生活における不安の解消									
ア 被災者支援制度の継続と拡充の要請									
(ア) 高速道路無料化の継続を要請					関係機関等への継続要請				
(イ) 医療費窓口負担の減免の継続を要請					関係機関等への継続要請				
(ウ) 税の救済制度の継続を要請					関係機関等への継続要請				
イ 繼続した生活再建支援の提供									
(ア) 支援制度に関する情報の提供					情報提供の継続				
(イ) 受入自治体との協力体制の継続					関係機関との継続協議				

第3章 どこに住んでいても、すべての町民の暮らしを再建する

H31				H32				H33以降		進行管理 担当課	平成29年度の 担当課
4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3				
										生活支援課	生活支援課
										生活支援課	生活支援課
									→	まちづくり整備課	住宅水道課
●	状況に応じて検討・実施				→					生活支援課	生活支援課
●	状況に応じて検討・実施				→					生活支援課	生活支援課
									→	町民税務課	住民課 健康保険課 介護福祉課
									→	総務課	総務課
									→	総務課	総務課
									→	総務課	総務課
									→	総務課	総務課
									→	町民税務課	総務課
									→	総務課	生活支援課
									→	総務課	生活支援課



西台地区のヒマワリ